

七ヶ宿町 第2期地域福祉計画

令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）

〈計画案〉



令和8年3月

七ヶ宿町

【第1章 総論】

第1節 地域福祉計画の策定にあたって

1 地域福祉計画策定の背景・趣旨

近年、少子高齢化や人口減少の進行に加え、新たな感染症や急激な物価高騰、気候変動による自然災害の多発など、新たな社会問題に直面しています。

また、ライフスタイルや価値観の多様化を背景に、家族や地域における相互扶助機能が低下し、地域住民が抱える課題は、ひきこもり、8050問題、ダブルケア、虐待、孤独・孤立、ヤングケアラーなど、複雑化・多様化しています。

こうした中、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための包括的な支援体制を構築するため、令和3年4月「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の施行により重層的支援体制整備事業が新設され、その実施計画の策定が努力義務とされました。

本町では、令和3年3月に第1期の「七ヶ宿町地域福祉計画」についてパブリックコメントを経て策定し、地域共生社会を実現するための取組を進めてきましたが、年々加速する人口の減少に加え、総人口の約半数が高齢者であり、世帯状況も独居高齢者や高齢者夫婦世帯が3割を超えるなど、地域のコミュニティを維持し支えていくことがますます困難な状況となっています。

この第2期計画では、社会福祉法改正による「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」などの充実に対応した包括的な支援体制を構築するための「重層的支援体制整備事業実施計画」を含むものとします。

また、新たに取組の方針を定めることとなった「成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯防止推進計画」の内容も含み、行政と地域住民のコミュニティの連携・協力のもとに、これまで以上に安心して暮らせるまちづくりを目指して策定したものです。

2 計画の法的な位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定し、福祉分野における各種計画の上位計画として位置づけるものです。地域の課題解決に向けて、行政や各種団体、住民等が活動する際の方向性や基本的な考え方を示したものです。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「再犯防止推進計画」の内容を含む形で策定しています。

【社会福祉法】

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

【成年後見制度の利用の促進に関する法律】

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【再犯の防止等の推進に関する法律】

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

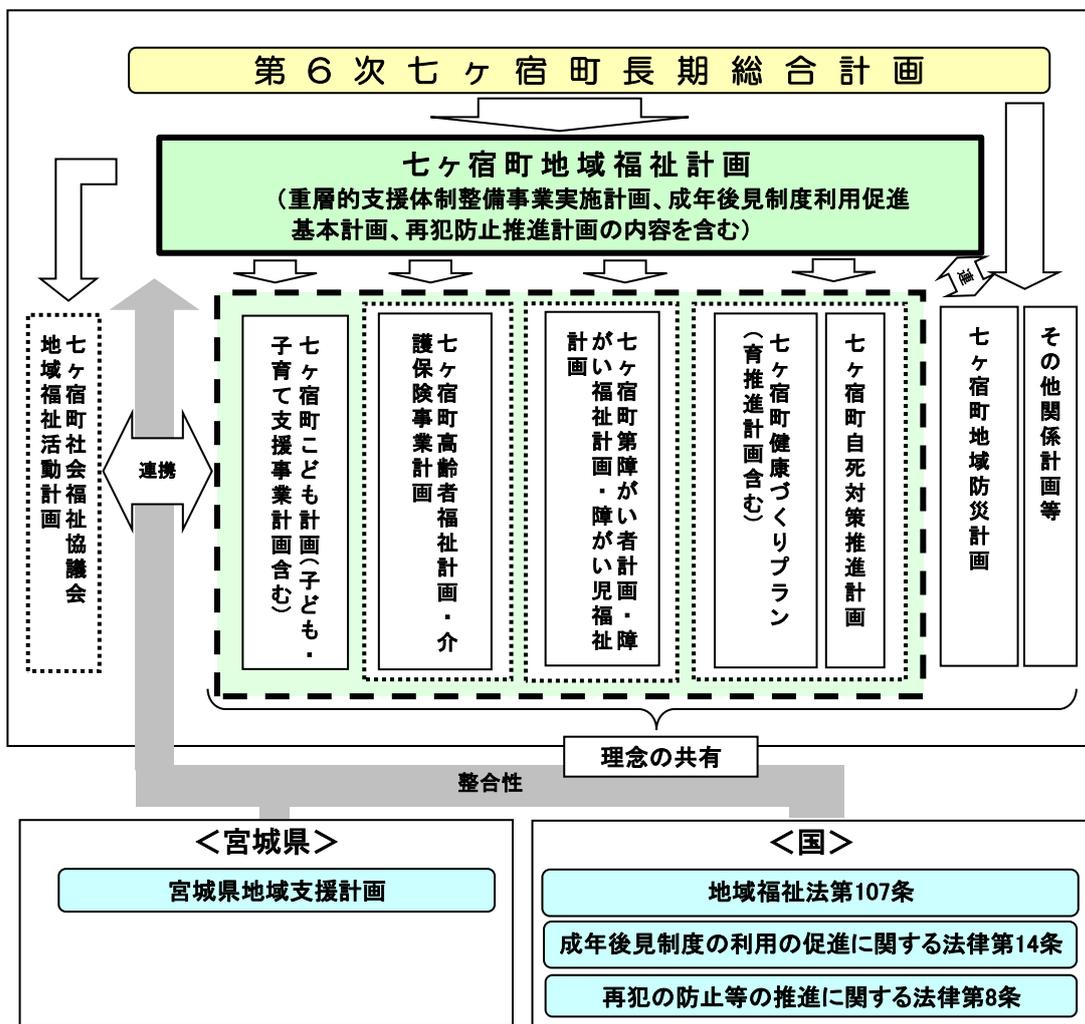
2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

3 計画の目的・関連計画との関係

本計画は、「第6次七ヶ宿町長期総合計画」を上位計画として、その福祉関連分野の基本方針を定めるものです。

本計画の策定にあたっては、「七ヶ宿町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「七ヶ宿町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「七ヶ宿町こども計画（子ども・子育て支援事業計画含む）」「七ヶ宿町健康づくりプラン（食育推進計画含む）」「七ヶ宿町自死対策推進計画」など保健福祉分野の諸計画と整合を図るとともに、環境・教育・住宅・防災などとの連携を図りながら策定するものです。

■計画の相関図

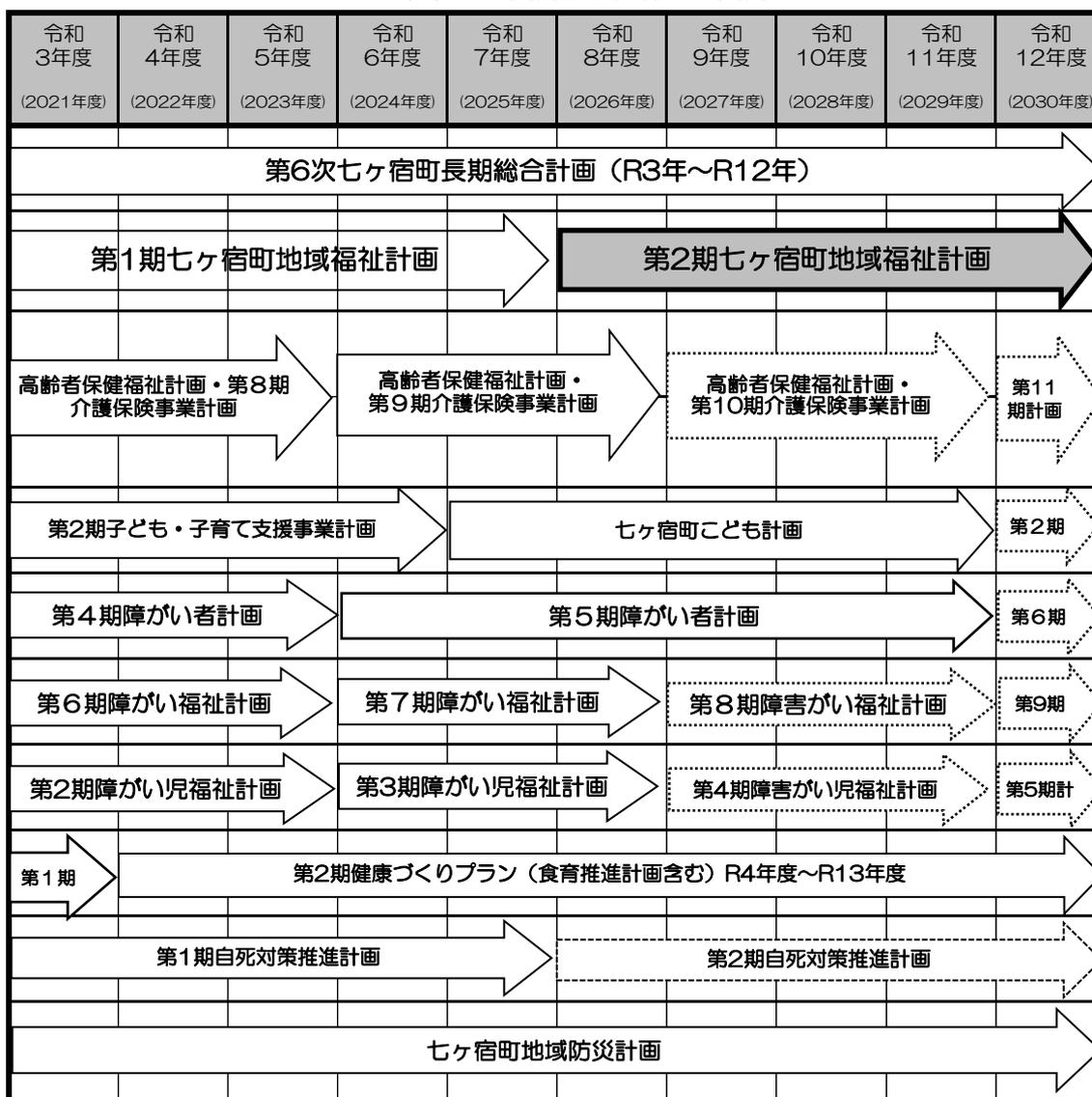


4 計画の期間

本計画は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間を実施期間とします。

なお、計画期間中において、社会的な環境の変化や保健・医療・福祉に関する制度など著しく変化した場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

■ 地域福祉計画期間及び関係計画期間

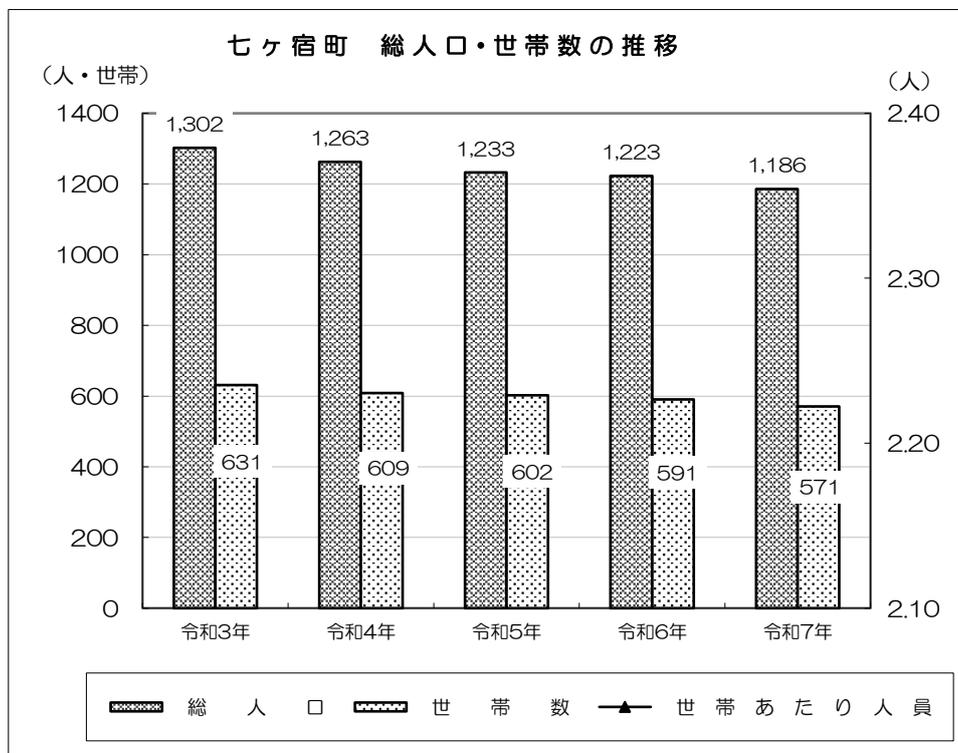


第2節 七ヶ宿町の現状

1 統計指標による現状

(1) 総人口・世帯数の推移

町の総人口は、令和7年3月31日現在で1,186人となり、令和3年の1,302人から比較しても8.9%の減少となっています。同じく世帯数は631世帯から571世帯へと9.5%の減少となっています。世帯あたり人員については、ほぼ横ばいで推移しています。



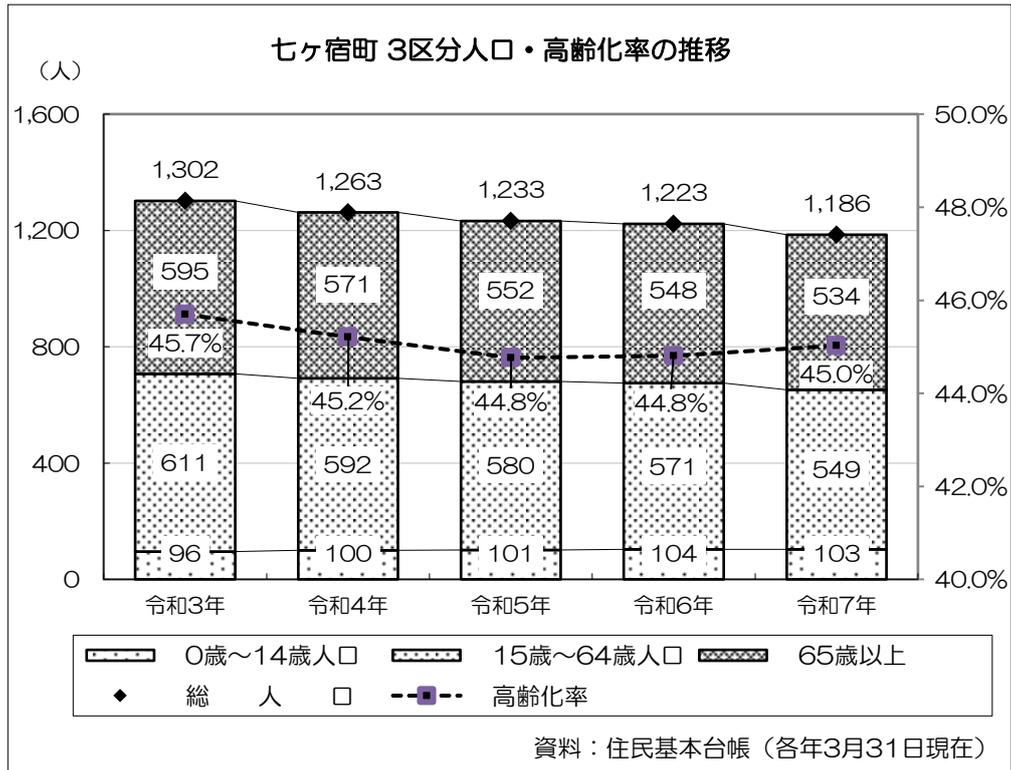
■七ヶ宿町 令和3年から令和7年の総人口等の推移（各年3月31日現在）

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総人口 (人)	1,302	1,263	1,233	1,223	1,186
対前年度人口増加率 (%)	100.0%	97.0%	94.7%	93.9%	91.1%
世帯数 (世帯)	631	609	602	591	571
対前年度世帯増加率 (%)	100.0%	96.5%	95.4%	93.7%	90.5%
世帯あたり人員 (人)	2.06	2.07	2.05	2.07	2.08

資料：住民基本台帳

(2) 年齢層別人口の推移

本町の年齢3区分別の人口をみると、65歳以上の高齢者人口、15歳～64歳の生産年齢人口ともに大きく人口が減少していますが、0歳～14歳の年少人口はやや増加傾向にあります。また、65歳以上の高齢者の占める割合（高齢化率）は、約45%前後で横ばいの推移となっています。



■七ヶ宿町 令和3年から令和7年の人口3区分推移

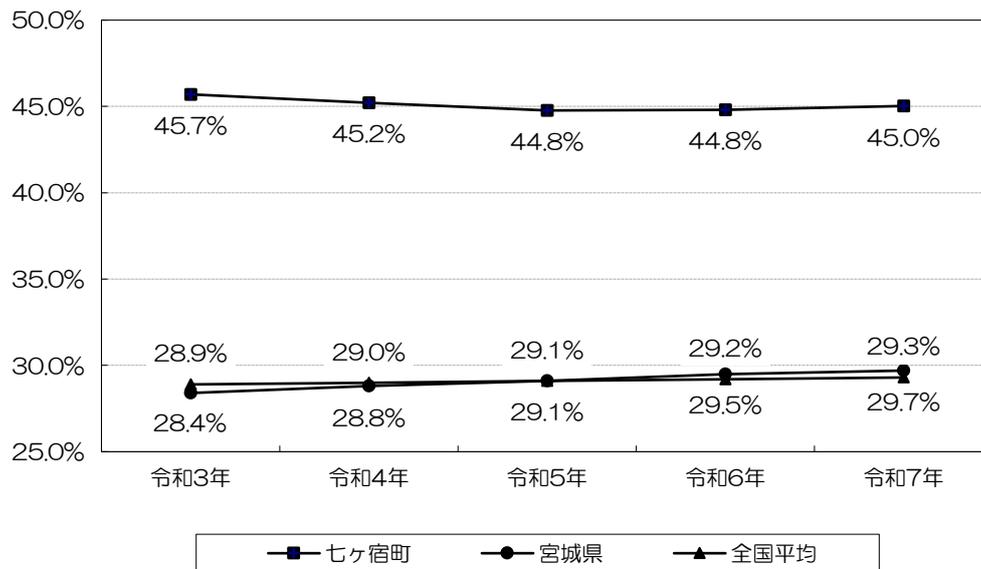
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総人口 (人)	1,302	1,263	1,233	1,223	1,186
0歳～14歳人口 (人)	96	100	101	104	103
(人口構成比率) (%)	7.4%	7.9%	8.2%	8.5%	8.7%
15歳～64歳人口 (人)	611	592	580	571	549
(人口構成比率) (%)	46.9%	46.9%	47.0%	46.7%	46.3%
65歳以上人口 (人)	595	571	552	548	534
(人口構成比率) (%)	45.7%	45.2%	44.8%	44.8%	45.0%

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(3) 高齢化率の比較

全国平均及び宮城県の高齢化率は、ほぼ等しい数値で推移しており、令和7年現在で約30%となっていますが、本町の高齢化率はそれを大きく上回っています。

■七ヶ宿町・宮城県・全国の高齢化率の比較



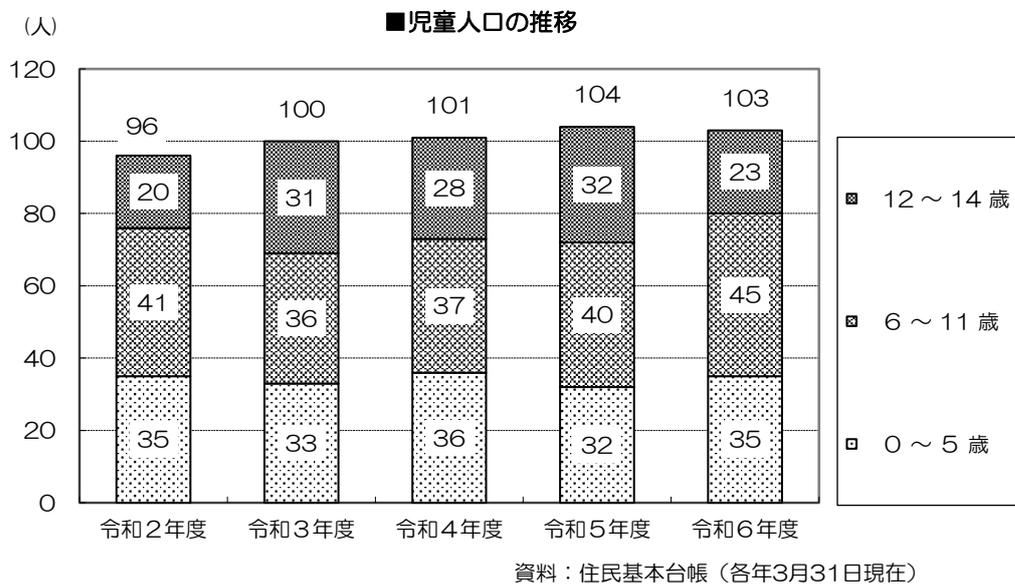
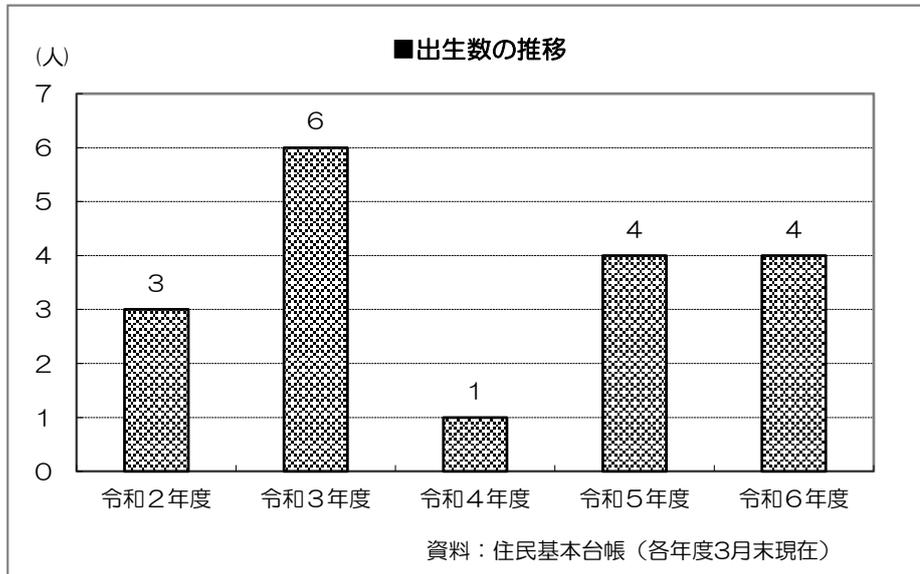
■七ヶ宿町・宮城県・全国の高齢化率の比較

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
七ヶ宿町	45.7%	45.2%	44.8%	44.8%	45.0%
宮城県	28.4%	28.8%	29.1%	29.5%	29.7%
全国平均	28.9%	29.0%	29.1%	29.2%	29.3%

資料：住民基本台帳、総理府統計

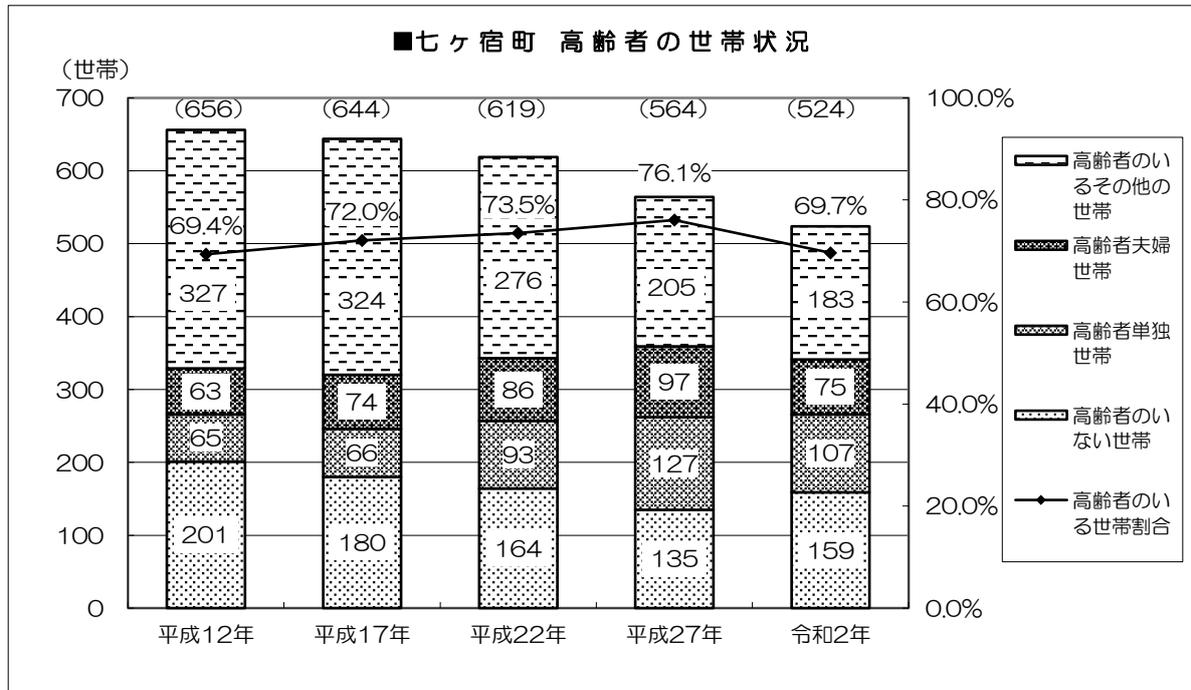
(4) 出生数及び児童数の推移

住民基本台帳による本町の出生数（各年度3月末現在）は一桁台で推移しており、年によりばらつきがみられます。同じく児童人口（0～14歳）の推移をみると、令和2年度から令和6年度にかけて100人を超え、若干の増加傾向にあります。



(5) 高齢者の世帯状況

国勢調査による町の高齢者の世帯状況を見ると、令和2年現在で高齢者のいる世帯割合は69.7%となっています。また高齢者夫婦世帯及び高齢者単身世帯の割合が増加傾向にあり、令和2年現在で総世帯の約35%を占めています。



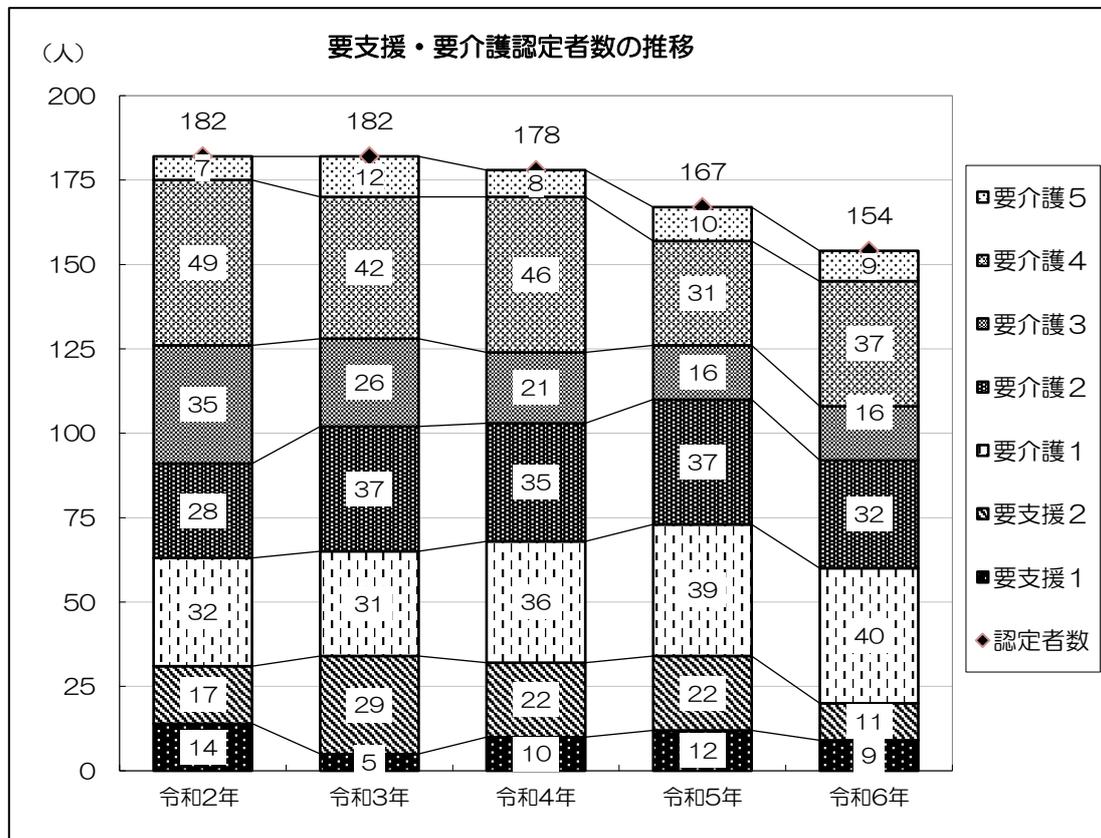
■高齢者のいる世帯の住宅の状況

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
総世帯数	656	100.0%	644	100.0%	619	100.0%	564	100.0%	524	100.0%
一般世帯 (高齢者のいない世帯)	201	30.6%	180	28.0%	164	26.5%	135	23.9%	159	30.3%
高齢者のいる世帯総数	455	69.4%	464	72.0%	455	73.5%	429	76.1%	365	69.7%
高齢者単身世帯	65	9.9%	66	10.2%	93	15.0%	127	22.5%	107	20.4%
高齢者夫婦世帯	63	9.6%	74	11.5%	86	13.9%	97	17.2%	75	14.3%
高齢者のいるその他の世帯	327	49.8%	324	50.3%	276	44.6%	205	36.3%	183	34.9%

資料：国勢調査

(6) 要支援・要介護認定者数の状況

町の要支援・要介護認定者数は、令和4年以降減少傾向にあり、令和6年9月現在で154人となっています。要介護1と要介護2、要介護4の認定者の割合が高くなっています。



■要支援・要介護認定者数の推移

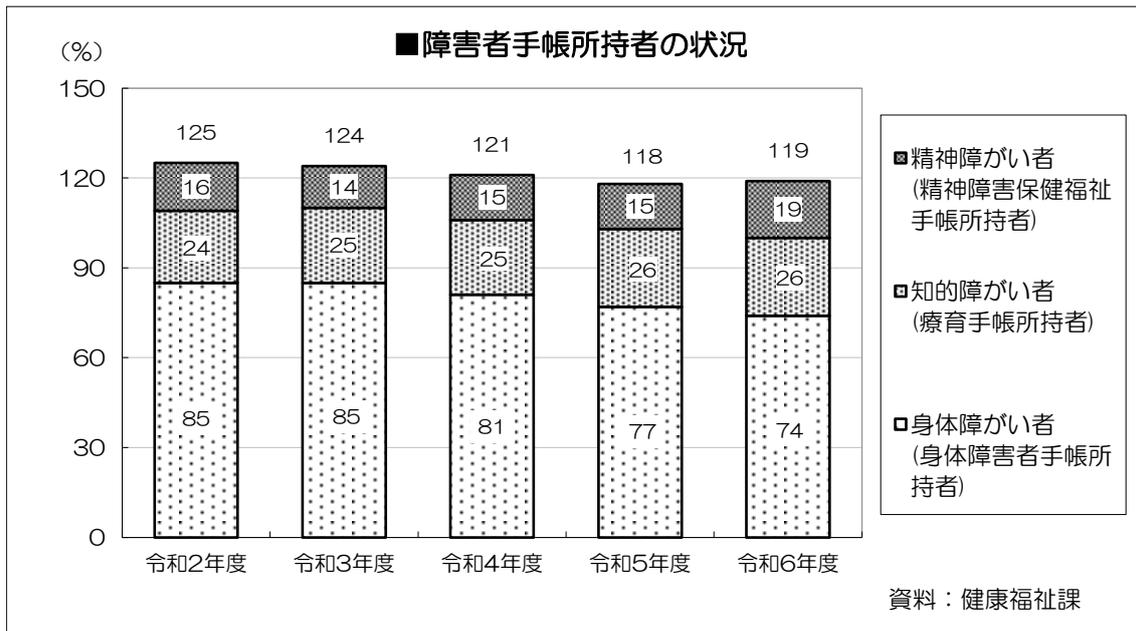
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
高齢者数	608	588	575	561	548
認定者数	182	182	178	167	154
要支援1	7	12	8	10	9
要支援2	49	42	46	31	37
要介護1	35	26	21	16	16
要介護2	28	37	35	37	32
要介護3	32	31	36	39	40
要介護4	17	29	22	22	11
要介護5	14	5	10	12	9
認定率 (%)	29.9	31.0	31.0	29.8	28.1

資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

(7) 障害者手帳所持者数の推移

本町の障害手帳所持者数は、令和6年度現在で119人となっており、令和2年度から比較してやや減少しています。

また、内訳は身体障がい者（身体障害者手帳所持者）が6割を超え、知的障がい者（療育手帳所持者）が約2割、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）が2割を下回る状況となっています。



■ 障害者数の推移

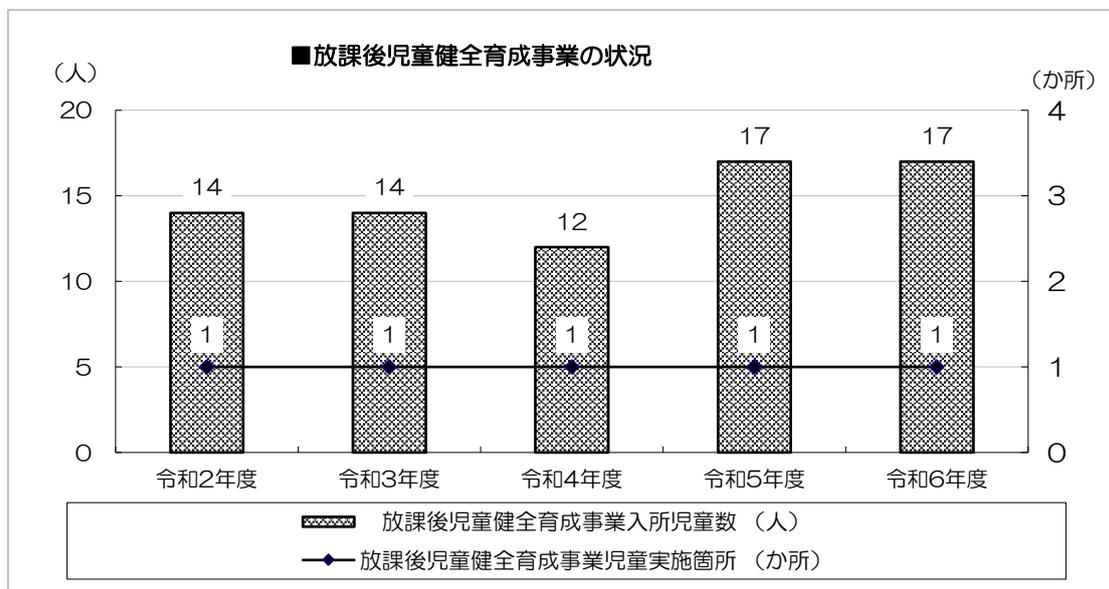
(単位：人)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	人数	構成比								
身体障がい者 (身体障害者手帳所持者)	85	68.0%	85	68.5%	81	66.9%	77	65.3%	74	62.2%
知的障がい者 (療育手帳所持者)	24	19.2%	25	20.2%	25	20.7%	26	22.0%	26	21.8%
精神障がい者 (精神障害者保健福祉手帳所持者)	16	12.8%	14	11.3%	15	12.4%	15	12.7%	19	16.0%
合計	125	100.0%	124	100.0%	121	100.0%	118	100.0%	119	100.0%

資料：健康福祉課（各年度末現在）

(8) 放課後児童健全育成事業

町では平成 29 年度から放課後児童健全育成事業を 1 か所で実施しています。入所児童数は近年増加しており、令和 6 年度現在で 17 人となっています。



■放課後児童健全育成事業等の推移

(各年3月31日現在)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後児童健全育成事業児童実施箇所 (か所)	1	1	1	1	1
放課後児童健全育成事業入所児童数 (人)	14	14	12	17	17

資料：七ヶ宿町教育委員会

第3節 アンケート・ヒアリング調査結果の概要

1 アンケート調査の概要

◇調査目的

「七ヶ宿町第2期地域福祉計画」を策定するにあたっての基礎資料と、地域福祉を実現していく上での行政運営の参考資料を得ることを目的として、令和7年10月に町内在住の20歳以上の一般町民を対象にアンケート調査を実施しました。

◇調査方法

郵送による配布・回収

◇調査期間

令和7年10月

◇調査対象者

無作為抽出による20歳以上の一般町民：405名

◇回収結果

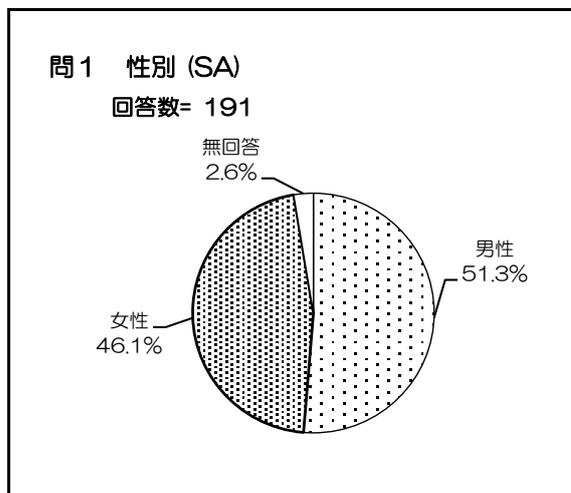
調査対象	配布数	回収数	回収率
七ヶ宿町一般町民	405名	191名	47.2%

◇調査結果の見方

- 調査結果は、小数第2位を四捨五入して小数第1位まで示しています。このため、百分比の合計が100%に満たない場合や上回る場合があります。
- 質問に対する回答では1つの場合の単数回答(SA)、いくつでもよい場合の複数回答(MA)などがありますが、複数回答の場合、合計比率は100%を超える場合があります。

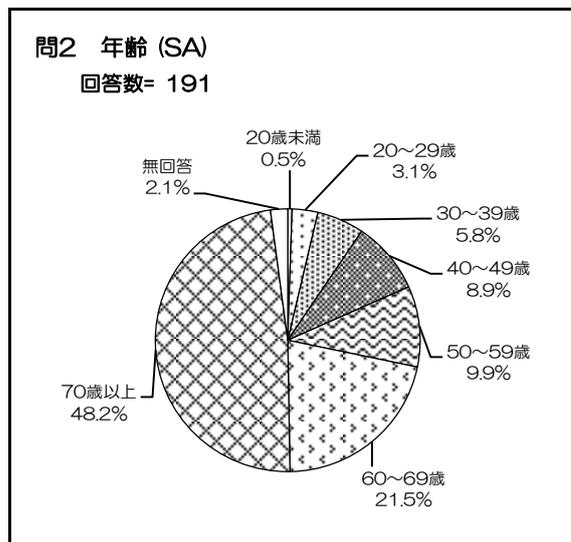
(1) 基本属性

【性別】



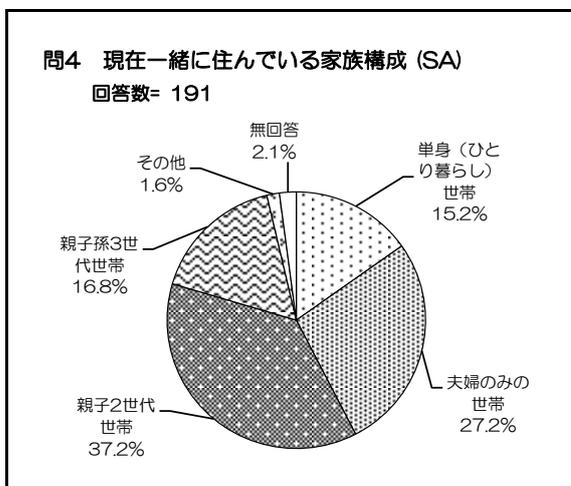
回答者の性別は、「男性」が51.3%、「女性」が46.1%で、男性の割合がやや高くなっています。

【年齢】



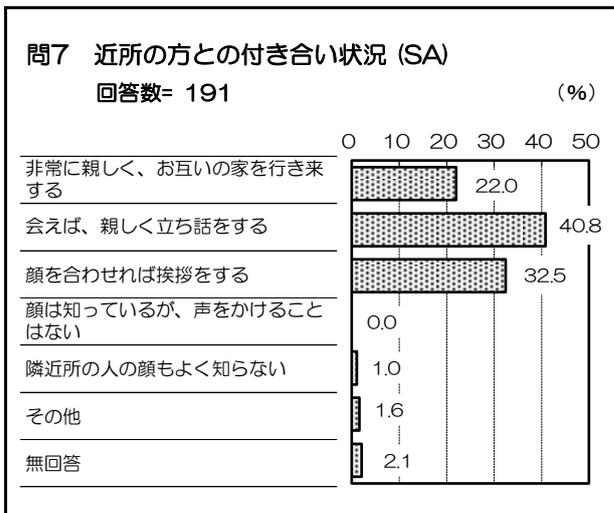
年代は、「70歳以上」が48.2%で約半数、次いで「60~69歳」が21.5%、「50~59歳」が9.9%で高齢者の割合が高くなっています。

【家族構成】



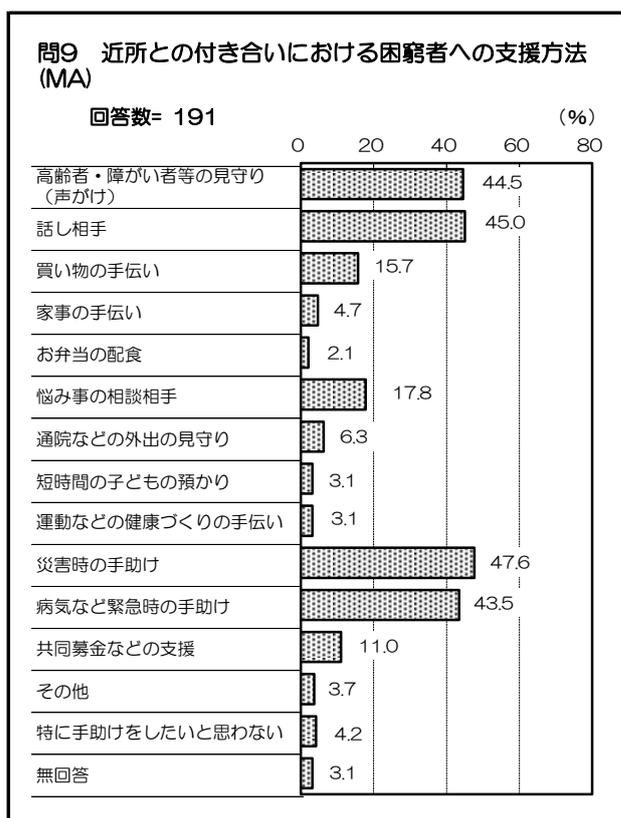
家族構成は、「親子2世代世帯」が37.2%、次いで「夫婦のみの世帯」が27.2%、「親子孫3世代世帯」が16.8%、「単身(ひとり暮らし)」が15.2%など%となっています。

(2) 近所との付き合い状況



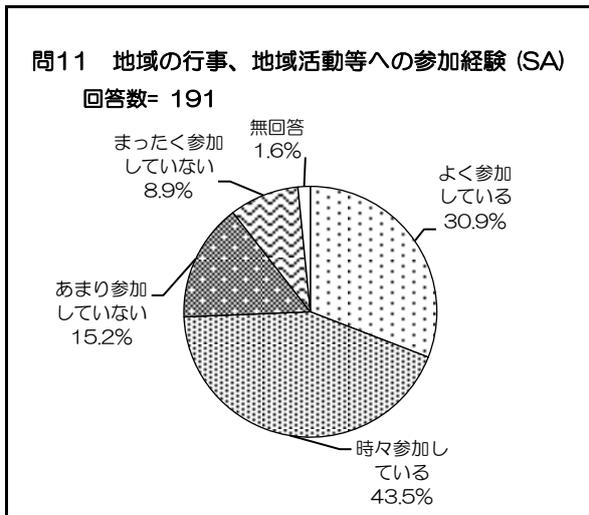
近所の方との付き合い状況は、「会えば、親しく立ち話をする」が40.8%（前回値37.1%）、「顔を合わせれば挨拶をする」が32.5%（前回値44.1%）、「非常に親しく、お互いの家を行き来する」が22.0%（前回値15.4%）で親密な交流関係の割合が高くなっています。

(3) 近所で手助けしたいこと



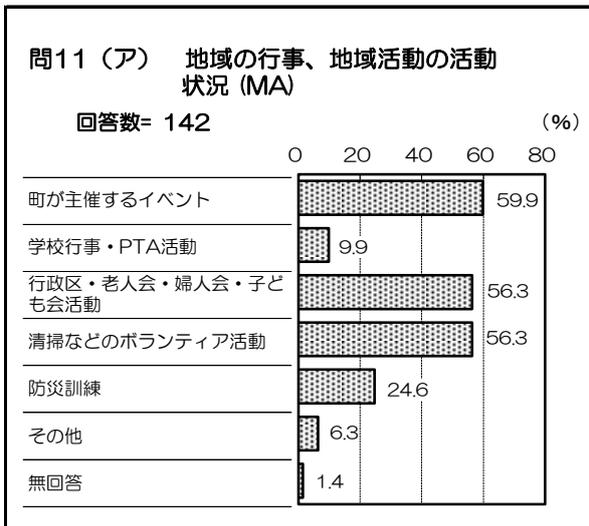
近所との付き合いにおける困窮者の支援方法については、「災害時の手助け」が47.6%（前回値50.3%）、次いで「話し相手」が45.0%（前回値49.0%）、「高齢者・障がい者等の見守り（声がけ）」が44.5%（前回値45.5%）、「病気など緊急時の手助け」が43.5%（前回値44.1%）となっています。

(4) 地域の行事、活動などへの参加経験

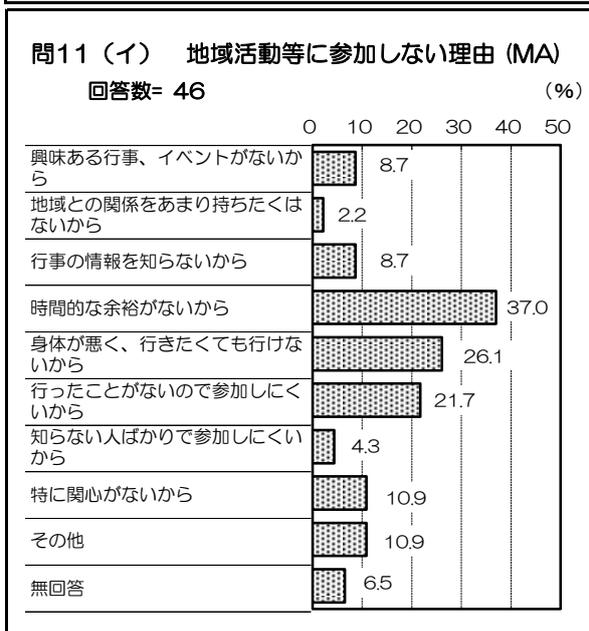


地域の行事、地域活動などへの参加経験は、「時々参加している」が43.5%（前回値39.2%）、「よく参加している」が30.9%（前回値32.2%）で、あわせて『参加している』方が7割以上となっています。

(5) 参加した活動の内容／未参加の理由

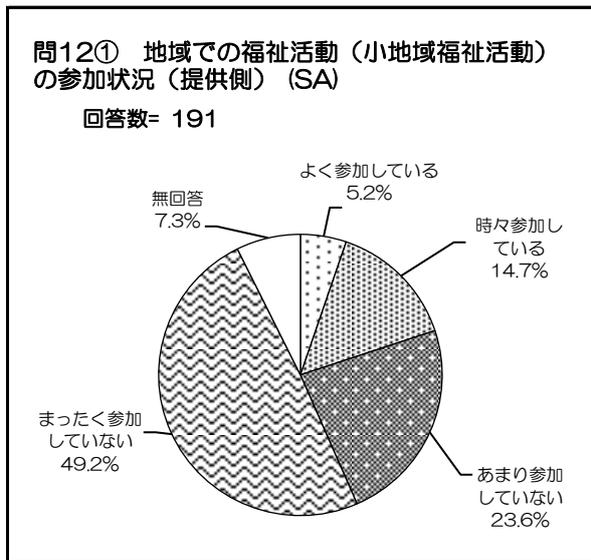


地域の行事、地域活動の活動状況は、「町が主催するイベント」が59.9%（前回値55.9%）、「行政区・老人会・婦人会・子ども会活動」が56.3%（前回値50.0%）及び「清掃などのボランティア活動」が56.3%（前回値57.8%）、「防災訓練」が24.6%（前回値16.7%）となっています。



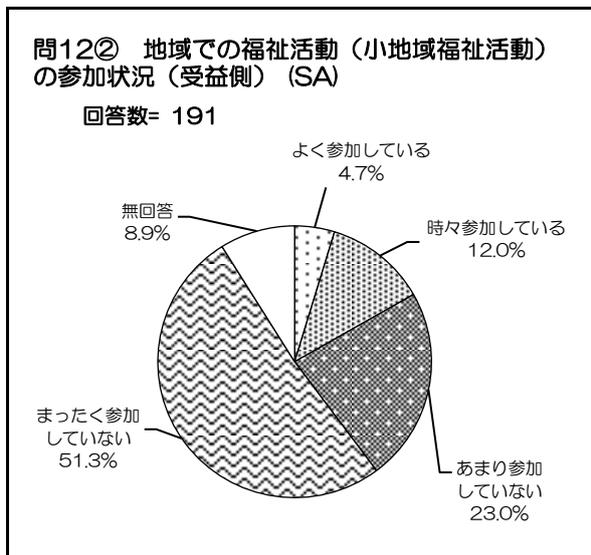
また、地域活動等に参加しない理由では、「時間的な余裕がないから」が37.0%（前回値37.1%）、「身体が悪く、行きたくても行けないから」が26.1%（前回値22.9%）、「行ったことがないので参加しにくいから」が21.7%（前回値25.7%）となっています。

(6) 地域での福祉活動への参加状況

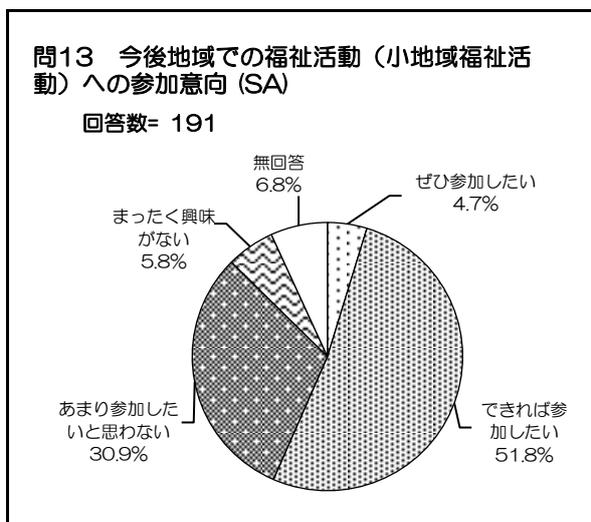


地域での福祉活動（小地域福祉活動）の提供側への参加状況は「時々参加している」が14.7%（前回値12.6%）、「よく参加している」が5.2%（前回値3.5%）で、あわせて約2割が『参加している』と回答しています。

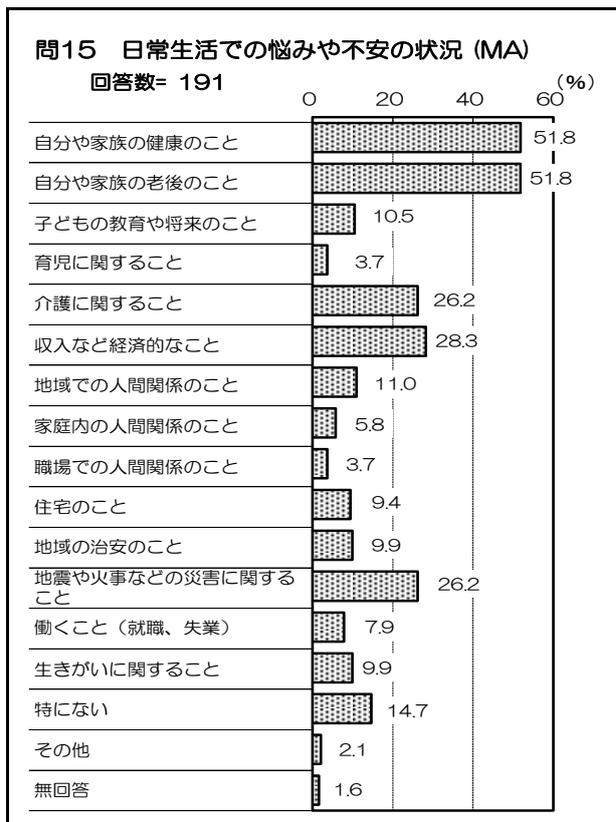
地域での福祉活動（小地域福祉活動）への受益側への参加状況は「時々参加している」が12.0%（前回値11.2%）、「よく参加している」が4.7%（前回値2.1%）となっています。



また、今後地域での福祉活動（小地域福祉活動）への参加については、「できれば参加したい」が51.8%（前回値51.7%）、「ぜひ参加したい」が4.7%（前回値4.2%）で半数以上が『参加したい』と回答しています。



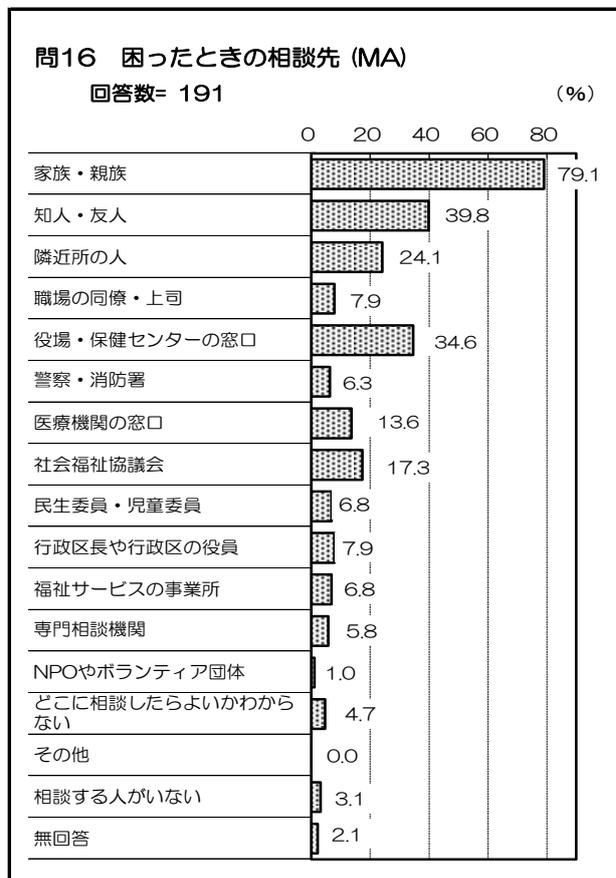
(7) 日常生活での不安や悩み



日常生活での悩みや不安の状況は、「自分や家族の老後のこと」が51.8%（前回値 52.4%）、「自分や家族の健康のこと」が51.8%（前回値 51.0%）と、この2つが5割を超えて最大の要因となっています。

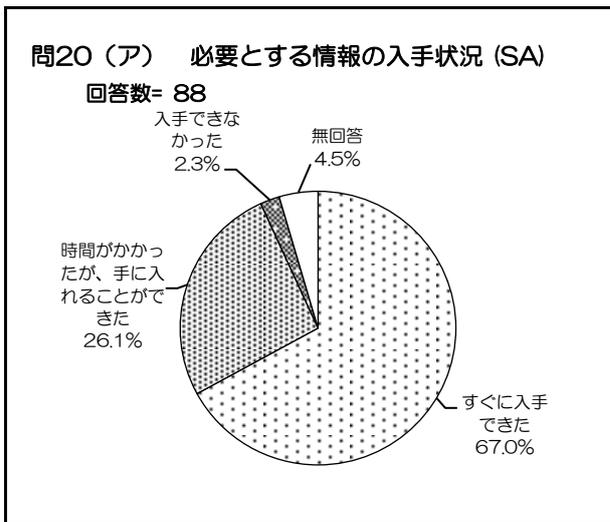
次いで、「収入など経済的なこと」が28.3%（前回値 24.5%）、「介護に関すること」が26.2%（前回値 23.1%）、「地震や火事などの災害に関すること」が26.2%（前回値 22.4%）となっています。

(8) 困ったときの相談先



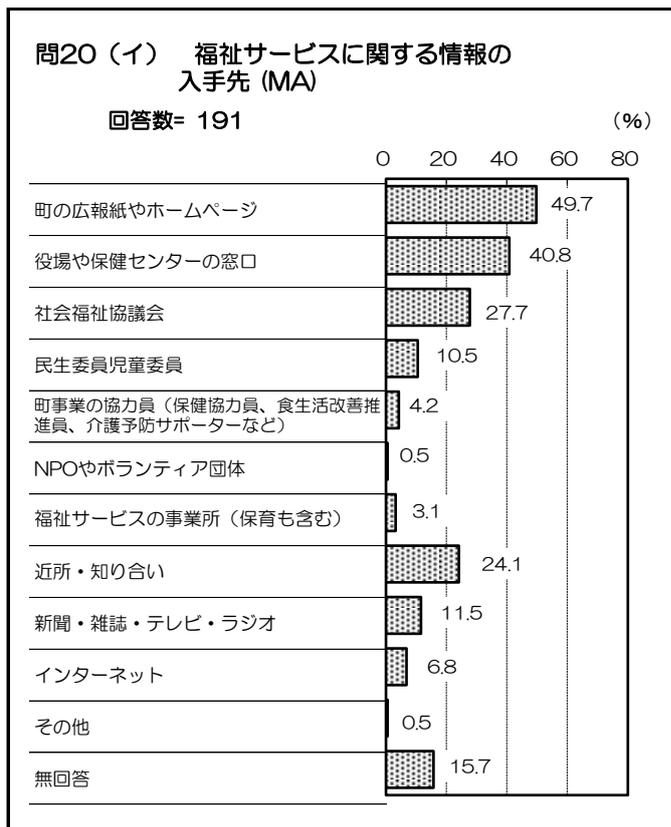
困ったときの相談先は、「家族・親族」が79.1%（前回値 79.0%）と8割に近く、次いで「知人・友人」が39.8%（前回値 42.7%）、「役場・保健センターの窓口」が34.6%（前回値 30.1%）、「社会福祉協議会」が17.3%（前回値 9.6%）の順となっています。

(9) 福祉情報等の入手状況



必要とする情報の入手状況は、「すぐ入手できた」が 67.0% (前回値 62.7%)、「時間がかかったが手に入れることができた」が 26.1% (前回値 22.0%)、「入手できなかった」が 2.3% (前回値 5.1%) となっています。

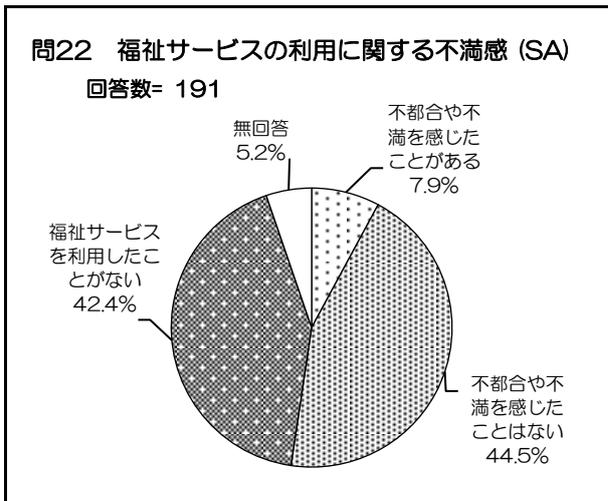
(10) 福祉情報等の情報の入手先



福祉サービスに関する情報の入手先は、「町の広報紙やホームページ」が最も多く 49.7% (前回値 45.8%)、次いで「役場や保健センターの窓口」が 40.8% (前回値 59.3%)、「社会福祉協議会」が 27.7% (前回値 33.9%)、「近所・知り合い」が 24.1% (前回値 18.6%)、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が 11.5% (前回値 8.5%)、民生委員・児童委員」が 10.5% (前回値 6.8%) となっています。

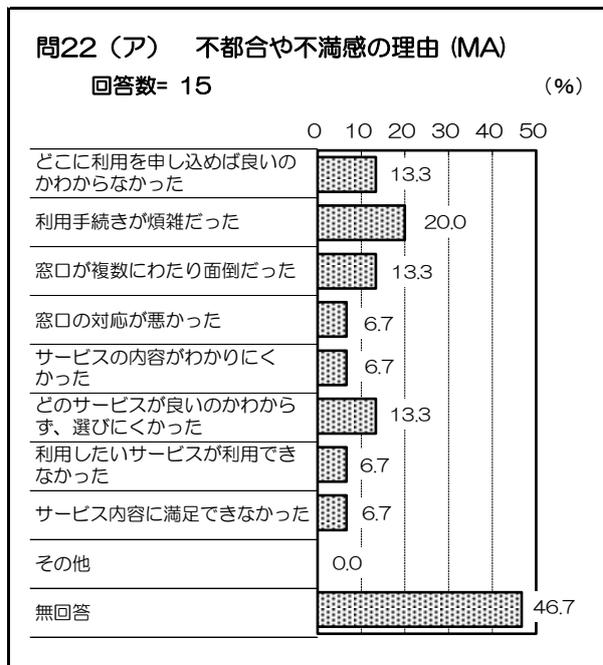
役場の広報紙・ホームページ、保健センターの役割は重要となっています。

(11) 福祉サービスへの不満

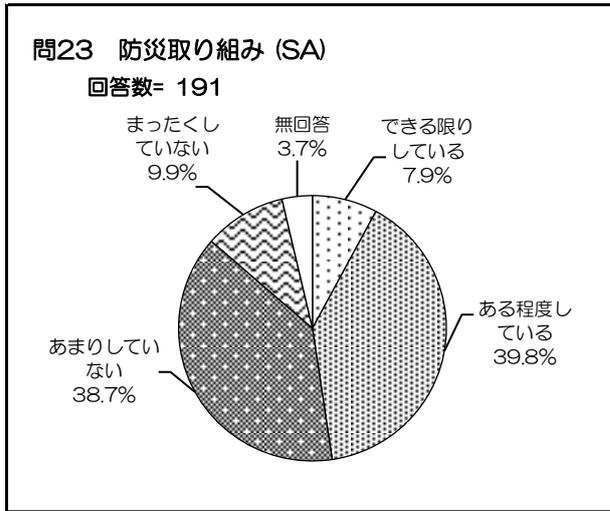


福祉サービスの利用に関する不満感では、「福祉サービスを利用したことがない」が42.4%（前回値 42.0%）と大きな変化が少ない中で、「不都合や不満を感じたことはない」が44.5%（前回値 36.4%）、、「不都合や不満を感じたことがある」が7.9%（前回値 13.3%）となっています。福祉サービスの利用に関する不満は解消傾向に進んでいます。

回答者の不都合や不満感の理由では、「利用手続きが煩雑だった」が最も多く20.0%（前回値 15.8%）、次いで「どこに利用を申し込めば良いのかわからなかった」13.3%（前回値 31.6%）、「窓口が複数にわたり面倒だった」13.3%（前回値 10.5%）、「どのサービスが良いのかわからず、選びにくかった」13.3%（前回値 15.8%）となっています。

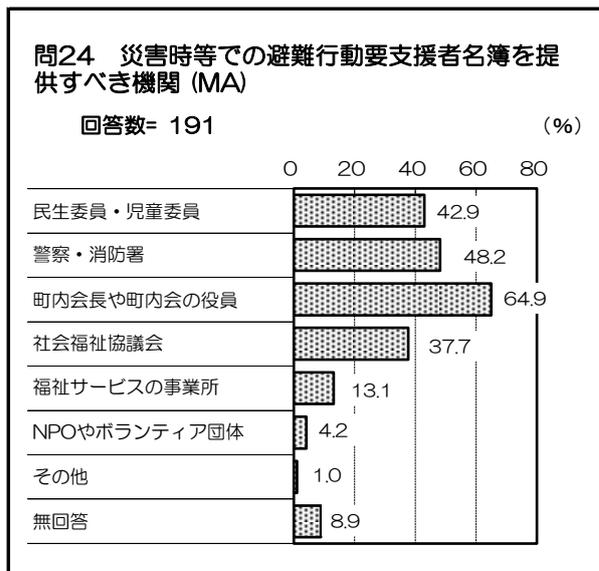


(12) 防災の取り組み



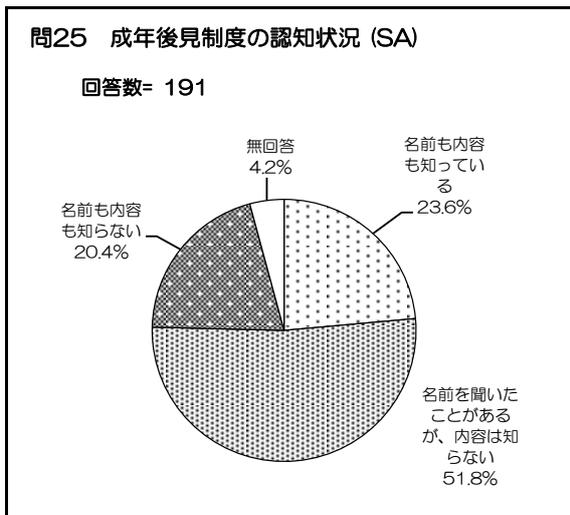
防災の取り組み状況は、「ある程度している」が39.8%（前回値39.2%）、「できる限りしている」が7.9%（前回値8.4%）で、『している』という割合が約5割となっています。一方で、「あまりしていない」が38.7%（前回値34.3%）、「まったくしていない」が9.9%（前回値10.5%）となっています。

(13) 災害時等での避難行動要支援者名簿を提供すべき機関



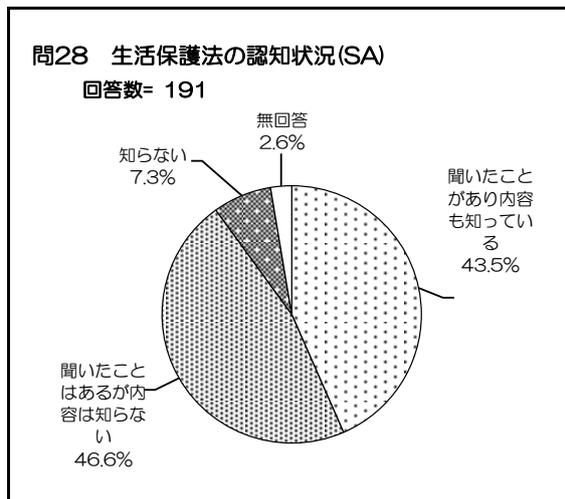
災害時等での避難行動要支援者名簿を提供すべき機関としては、「町内会長や町内会の役員」が64.9%（前回値61.5%）、次いで「警察・消防署」が48.2%（前回値51.0%）、「民生委員・児童委員」が42.9%（前回値42.7%）、「社会福祉協議会」が37.7%となっています。

(14) 成年後見制度の認知状況



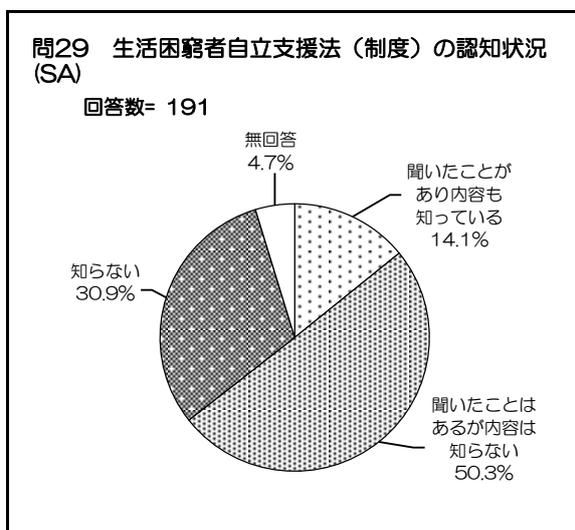
成年後見制度の認知状況は、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が51.8%（前回値 44.1%）、次いで「名前も内容も知らない」が 20.4%（前回値 28.0%）、「名前も内容も知っている」が 23.6%（前回値 19.6%）となっています。

(15) 生活保護制度の認知状況



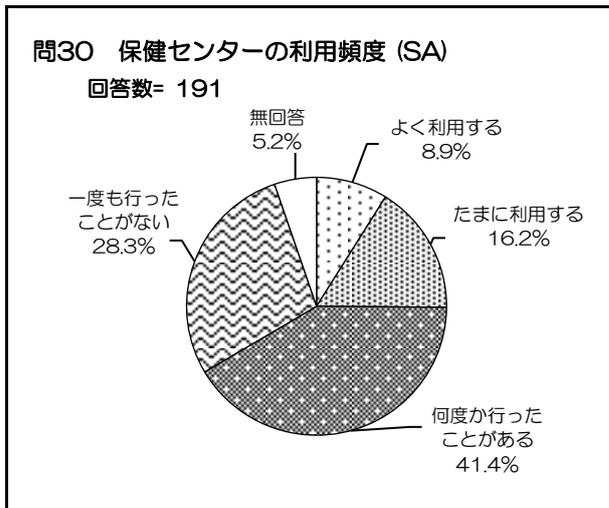
生活保護制度の認知度では、「聞いたことがあり内容も知っている」が43.5%（前回値 47.6%）、「聞いたことがあるが内容は知らない」が 46.6%（前回値 43.4%）、「知らない」が 7.3%（前回値 3.5%）となっています。

(16) 生活困窮者自立支援法制度の認知状況



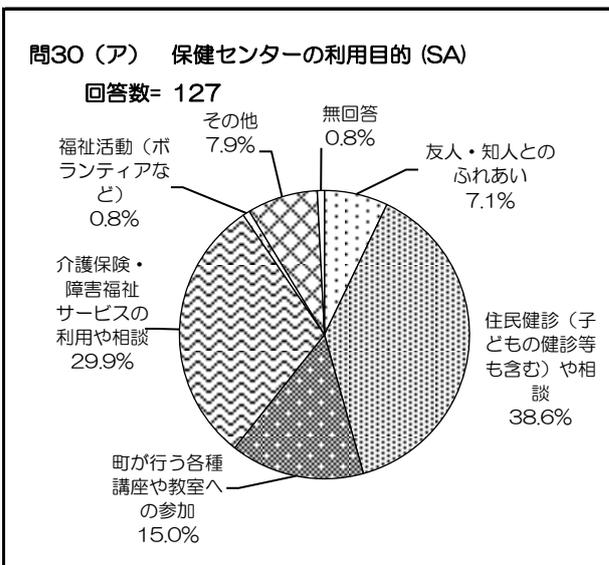
生活困窮者自立支援法制度の認知状況では、「聞いたことがあるが内容は知らない」が50.3%（前回値 45.5%）、「知らない」が 30.9%（前回値 32.2%）、「聞いたことがあり内容も知っている」が 14.1%（前回値 14.0%）となっています。

(17) 保健センターの利用頻度



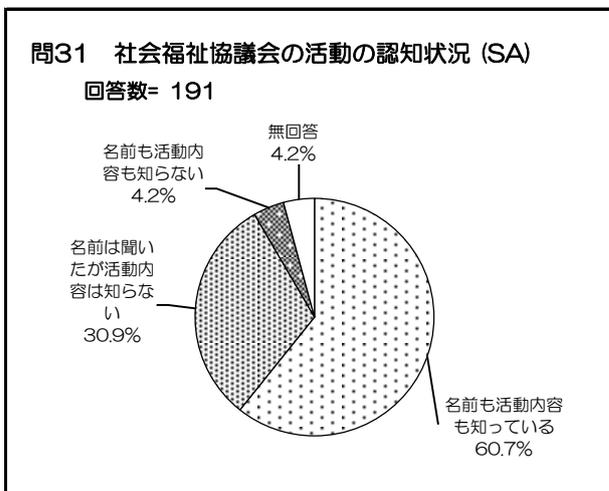
保健センターの利用頻度は、「何度か行ったことがある」が最も多く 41.4%（前回値 33.6%）、「たまに利用する」が 16.2%（前回値 17.5%）、「よく利用する」が 8.9%（前回値 7.7%）となっており、これら合わせた『利用した・行ったことがある』割合は 66.5%（前回値 58.8%）となっています。

(18) 保健センターの利用目的



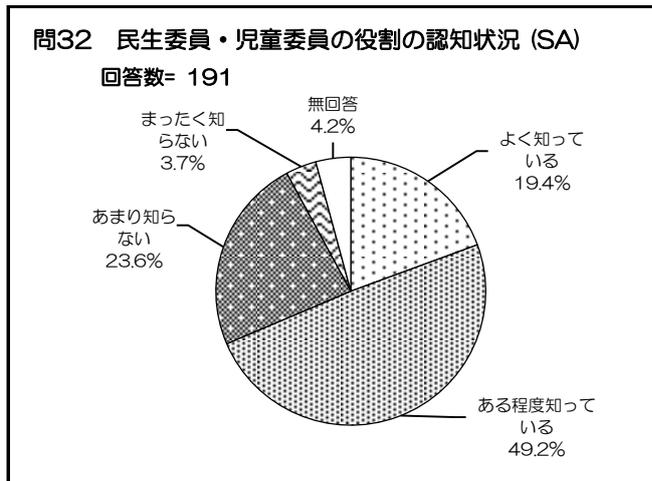
保健センターの利用目的では、「住民健診（子どもの健診等も含む）や相談」が 38.6%（前回値 41.7%）と最も多く、次いで「介護保険・障害福祉サービスの利用や相談」が 29.9%（前回値 22.6%）、「町が行う各種講座や教室への参加」が 15.0%（前回値 8.3%）などとなっています。

(19) 社会福祉協議会の活動の認知度



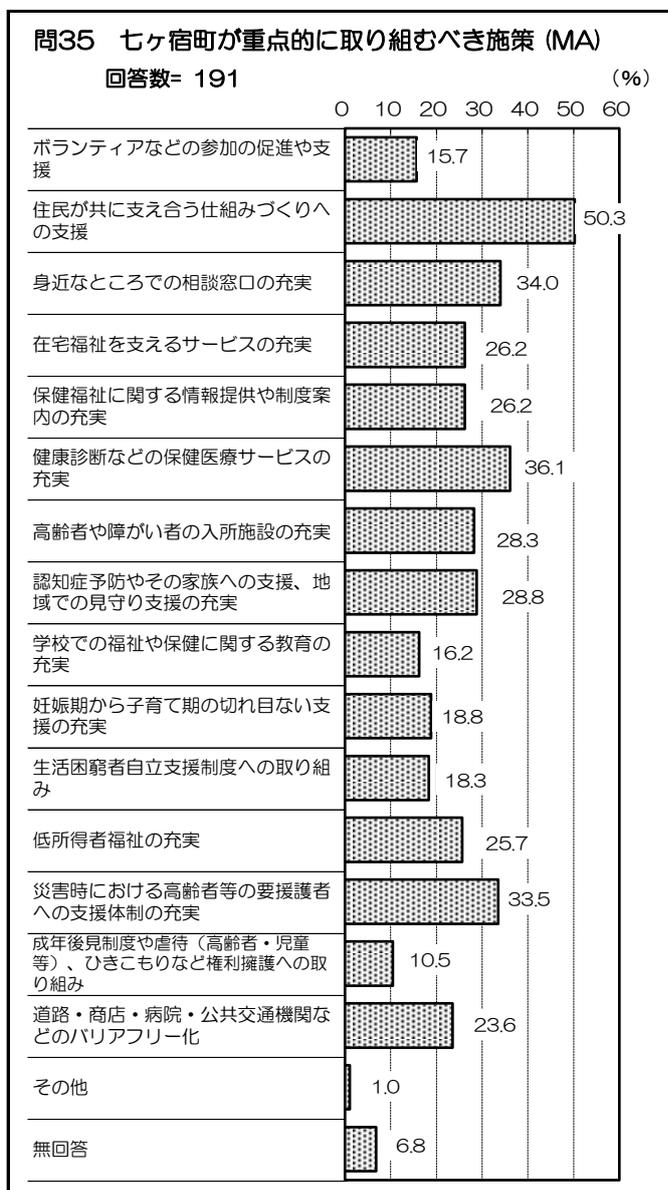
回答者の社会福祉協議会の活動の認知度は、「名前も活動内容も知っている」が 60.7%（前回値 45.5%）、「名前は聞いたが活動内容は知らない」が 30.9%（前回値 43.4%）となっています。

(20) 民生委員・児童委員の役割の認知状況



民生委員・児童委員の役割の認知状況は、「ある程度知っている」が49.2%（前回値44.8%）、「よく知っている」が19.4%（前回値14.0%）と併せた『知っている』が68.6%（前回値58.8%）となっています。

(21) 重点的に取り組んでいくべき施策



セケ宿町が重点的に取り組むべき施策では、「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援」が50.3%（前回値49.7%）、次いで「健康診断などの保健医療サービスの充実」が36.1%（前回値29.4%）、「身近なところでの相談窓口の充実」が34.0%（前回値37.8%）、「災害時における高齢者等の要援護者への支援体制の充実」が33.5%（前回値32.2%）、「認知症予防やその家族への支援、地域での見守り支援の充実」が28.8%、「高齢者や障がい者の入所施設の充実」が28.3%（前回値44.8%）、「保健福祉に関する情報提供や制度案内の充実」が26.2%（前回値23.1%）、「在宅福祉を支えるサービスの充実」が26.2%（前回値27.3%）、「低所得者福祉の充実」が25.7%（前回値16.1%）、「道路・商店・病院・公共交通機関などのバリアフリー化」が23.6%（前回値21.7%）となっています。

(22) 自由意見

問36 自由記述

分類	回答内容
高齢者・障がい者	仕事の引退後、食事作りが苦手なので、おかずなどを有料で提供していただきたい。
	敬老の集いに参加し、大変楽しく過ごしました。しかし、元気な方ばかりではないはずです。出席したくても車いすを使わないとダメな人もいると思います。迷惑をかけるとい声を出せない人もいると思います。出席の有無を聞いて何とか皆で協力して一日を楽しめたら良いと思います。
	高齢者の住宅支援、断熱、エアコン等（移住者には手厚いが）介護保険、医療保険を安くしてほしい。民生委員は何の活動をしているか見えない。
	七ヶ宿町は高齢者が多くなっているの、常にいろんな相談にのって話し合いができるようになってほしい。
	病気の夫を介護して13年、初めは大変でしたが近所の人の声かけや見守りをしていただき、自分らしく安心して生活できています。ともに支え合う仕組みを痛感しています。
	住み慣れた地域で、医療介護、生活支援等がずっと続く体制ができればよいと思います。
	65歳以上の高齢化率が45%以上の町ではありませんが、元気な方々が多く、いまは人生100年と言われていいますので、更なる福祉行政をお願いします。
	身体障がい者の通院において他市町村では1年間の交通費支給があると聞いている。本町での支援を検討されたい。私事です。が心臓の大手術後、投薬治療を中核病院への月1度の通院が一生続きます。また、年2回の大学病院での検査もあり、交通費等が大きな負担となっています。障がい等級に応じた対策や手立てを早急に検討をお願いします。デマンドタクシーの利用も日程の都合も調整できず、今は自分が運転できるが、今後は老いや病状の変化により通院ができない場合を考えるととても不安です。それから、敬老祝菓子は大変うれしいものです。できれば一人一箱の配布をお願いしたいものです。
	介護タクシーが必要になってきているのではないのでしょうか。
情報・まちづくり	他地域の成功例やアイデアで町に活かせるものを試してみる。真似をすることから七ヶ宿にあったように工夫する。
	いろいろな事の情報提供
	イベントを考えて、マネはダメ。
	町からの発信は感じられますが、議会や議員から発信が全くない。来年は選挙なので議員のだれかが問題提起することを期待したい。
	福祉と経済は一体と考えます。役場においても全庁的に調整のうえ、計画が策定されることを望みます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・害獣被害から身を守る方法 ・病時や入院、死亡後等の対策 ・身体不自由時の対応に対しての町の支援 ・いじめに対しての取り組み
地域での福祉	町の民生委員が声かけや電話で今の状態を聞いて、状態を確認して下さることで安心しています。町の行事に参加できる行事が多く、家にいることが少なくなって、町の皆と交流できる機会が多く本当に感謝しています。体が動く限り、多くの行事に参加していきたいと思っています。

分類	回答内容
地域、町内、町内会	<p>少子高齢化社会の中で、人口減少や後継者不足による独居世帯などが進行し深刻になっている。若い方の移住者も増えてきているが、地域住民と移住者との交流の場やコミュニケーションがとれていないような気がする。これからの町の福祉社会を支えるうえで、お互いが協力しながら福祉優先の明るいまちづくりを目指してほしい。</p>
	<p>町の新しい活力として町づくり(株)には頑張ってもらいたい。各家庭の夕食時間帯にはいろいろあると思うが、夕食後に”やすまっしえ”を利用しようとしても8時閉館は早すぎる。町民利用を考慮してほしい。施設利用で町民交流が増えてほしい。運動会イベント等で”すまっしえ”等の優待券の配布等を検討してほしい。</p>
	<p>住みよい集落となるよう集落内で支え合って安心して生活できるように自治会で話し合うことが大事だと思うので、その会合をもっと開催することが大切だと思う。</p>
	<p>集落のあり方として人口が増えるような方々が後継者を作らず町外に後継者を出すのはだめだと思うので、町により良い職場環境を整備することが何よりも大切である。</p>
	<p>当町の人たちはみんな心優しく、誰でも親切で安心して暮らしていける町だと思います。それも行政が良くしてくれているからだと思います。</p>
	<p>雪が多く降るため一人暮らしになった場合、除雪作業ができるか不安です。また、冬季のゴミ集積所までゴミ出しに行けるか心配です。</p>
	<p>もともといる方たちは、十分支え合っているが、新しい方々(子育て世代)はそのような人たちと一番ふれあう場所(学校とか)がまだまだ足りない部分があると感じる。どのようにすればよいかかわからない。</p>
行政	<p>役場に行くとき「何しに来たの」というような顔でこちらを向く職員が目立つと思う。年寄りには声がけが大切だと思う。</p>
	<p>住民同士や行政窓口等での笑顔での挨拶運動が必要です。知り合うことから支え合いの意識が高まると思います。中堅世代の健康や悩み、生きがいづくりの問題解決にも取り組んでほしい。子育て終了後の喪失感、親の介護、自分の健康問題など悩みの多い世代に目を向けてほしい。</p>
	<p>七ヶ宿町は小さいながらも住民のため良くしてもらっている。町長初め職員の皆様には頭が下がる思いです。</p>
	<p>町としては十分に充実していると思います。</p>
	<p>①物価高のためお米等が買えないので商品券を町内のみでなく町外も使用ができようと考えてほしい。②住宅を増やすことも大事だが、町民の暮らしをもっと大事にもらえれば安心。③雪投げが毎年大変なのでボランティア等でもいいので各家への声がけや手伝いをしてほしい。</p>
	<p>住み慣れた町の我が家で暮らしていきたいと思っている。生活で不安なことは、国道や町道の除雪は万全だが、玄関から町道への除雪が不安です。除雪機購入補助事業があっても女性の高齢者一人暮らしでは操作ができず、シルバーセンターへの依頼する手もあるが、時間帯の要望に沿ってもらえるかが不安です。商品購入では町内のコンビニや移動販売車で助かっています。</p>
	<p>町の保健センターには何かと助けていただき感謝しています。世代間で互いに助け合って笑顔で過ごせればと思います。</p>
その他	<p>仕事や団体などを重複しないようにした方がよい。</p>
	<p>今の七ヶ宿町は他の市町村より、健康で、豊かな町だと思いますが、人口が少なく寂しいところだと思います。私たちは今日まで一生懸命頑張ってまちづくりや地域づくり、人づくりなど精一杯頑張ってきました。幼少時は開拓者家庭でランプ生活、中学3年卒業まで電気もなく食料もない貧乏な家庭で育ってきました。時代が変わり一人一人の力を精一杯出し切って南蔵王とダムがある限りの七ヶ宿町にしたい、若者に力をつけていきたい。</p>
<p>気持ちがあっても自分の身体が不自由な歳になりました。七ヶ宿町は長い間暮らしてところで空気だけは一番きれいなところと思っています。自分の足で歩けるうちは一人になっても生きていきたい。</p>	

2 ヒアリング調査の概要

本調査は、町の地域福祉推進の重要な役割として活動し、今後も期待される地域福祉関係団体等の今後の地域福祉推進に向けた意見や課題を把握することを目的として実施しました。

調査にあたっては、町内で活動する主要な地域福祉関係団体を対象とし、原則として当該団体の代表者など、組織の現状や問題を把握している方にヒアリングを行い、団体の現状や地域での活動状況を確認するとともに、各種関係団体における活動上の課題等や今後の地域福祉の課題について文書による調査を行いました。

調査方法：事前調査用紙（ヒアリングシート）によるヒアリングを実施

調査期間：令和7年10月

【ヒアリング調査の主な結果】

分類	回答内容	団体名
主な活動	高齢者 2件	社会福祉協議会、行政区長
	健康づくり 1件	行政区長
	その他（教育・あんぜん・生活困窮等） 2件	行政区長
地域活動への参加意向	1.ぜひ参加したい 2件	行政区長
	2.できれば参加したい 1件	
	3.あまり参加したいとは思わない 0件	
	4.まったく興味がない 0件	
保健福祉情報の入手状況	1.すぐに入手できた 2件	行政区長
	2.時間がかかったが、手に入れることができた 1件	
	3.入手できなかった 0件	
	その他（入手することはなかった） 1件	
活動上の阻害要因、改善要望	阻害要因はありません。希望として新しい制度などの情報発信	社会福祉協議会
	<ul style="list-style-type: none"> • 個々の家庭にどこまで介入していいか困ることがある。 • 民生委員の活動も上記と同様に思われる。 • 地区で知り得る情報量と質は限られる。 	行政区長
	今年度から千蒲地区が湯原地区の行政区に包括されたが、距離が4kmと離れているため十分な地域活動（自治会活動）を提供することが難しい。	行政区長

分類	回答内容	団体名
他団体・行政との連携	「多職種間連携」の必要性。異なる職種においても連携することによって、理解不足が解消され、効率的、効果的なチームとして活動ができると思う。	社会福祉協議会
	これまで「一市民」だったので、七ヶ宿町に来てからまちづくりや地域づくりに関わるようになりました。その視点から、七ヶ宿町は行政と町民の距離が近くとても良いと思います。社会福祉協議会や子ども会育成会などの活動も身近に感じます。連携状況は良好だと思います。	行政区長
	自治会活動として、スノーボランティア支援、元気な地域づくり委員会の連携、保健会・婦人防火クラブ・母の会などの支援、民生委員活動の支援	行政区長
	元気な地域づくり事業は、事業開始時の内容と変わっていない。地域を取り巻く状況が変化していても（少子高齢化や空き家など）それらに対応する事業計画が作れない。特に福祉関係の事業が地区民から出てこない。	行政区長
地域福祉の課題	増え続ける地域福祉の課題に持続的に対応していくため、一部の人が踏ん張って活動しても、将来的にはしぼんでしまうと思うので、持続的なつながりが持てる取り組みが必要だと思う。	社会福祉協議会
	制度的な側面は良くわかりませんが、世代間交流には課題を感じています。例えば瀬見原地区でお祭りをしても、お年寄りあまり来ない。若い人が多くて気おくれするのか？、身体的な移動が大変なのか？、後者なら迎えに行っても良いという人はいると思う。ご近所とうまく交流できるかは、その人の人柄にもよることが大きいですが、ライフスタイルによるずれ違いもあることから、きっかけづくりは必要と感じています。	行政区長
	高齢者宅へのエアコン設置支援（補助制度創設）	行政区長
	様々な問題を解決するためには、もっと行政主導で地区民が活動できるための取り組みが必要だと思う。 町には専門職（保健師、栄養士、社会福祉士）がいますが、もっと積極的に町民の間に入ってほしい。	行政区長
その他	「福祉課題等に気づいてもらうための情報発信」 地域の方でも福祉課題に気づく機会が少ないため、現状を知ってもらう。	社会福祉協議会
	移住者の中には、観光施設で働いているため、土日祝の庁内イベントに参加できない人もいます。土日祝以外でも、いろんな人と出会うきっかけづくりのタイミングがあればと思います。（自身の仕事でも何かできないか悩んでいます。一緒にできることがあればぜひお声がけください。）	行政区長
	<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所の助け合い（ゴミ、除雪等々） ・改定の経済状況（収入等）が不明のため、生活保護の支援も難しい。 ・自治会会員の減少で、地区の消防団員の確保が難しい現状にある等、自治会機能の維持が大変である。 	行政区長

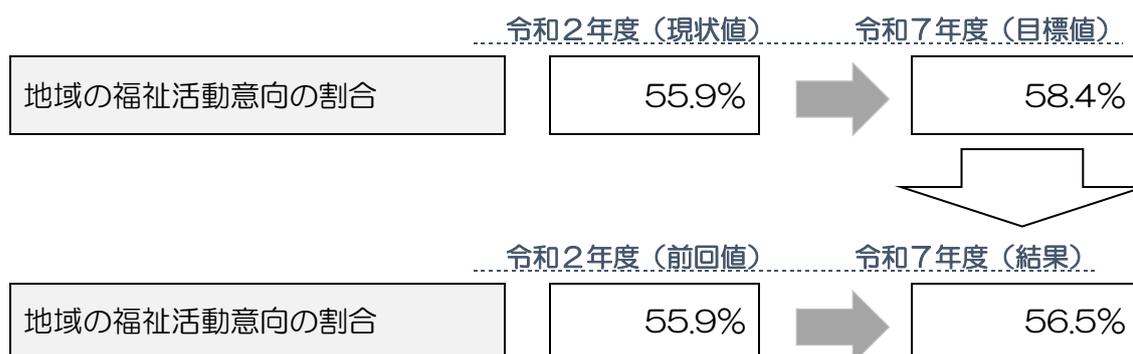
3 第1期計画における成果指標の評価と総括

(1) 地域福祉活動の活性化

地域福祉の推進には、住民の主体的な参加が不可欠であり、ボランティア活動や地域の見守り活動など、住民が自ら地域の課題に取り組むことで、行政だけでは対応しきれないきめ細かなサポートが可能となります。さらに、こうした活動を通じて、地域のつながりが強化され、孤立を防ぐ効果も期待されています。

第1期計画では、地域での福祉活動（小地域福祉活動）の提供側への参加意向（「時々参加している」「よく参加している」の合計値）を成果指標として設定し、令和2年度の55.9%から、令和7年度は58.4%（5年間で2.5%の上昇）を見込んでいましたが、結果は56.5%で0.6%の増加にとどまりました。

しかし、実際の参加状況（17頁参照）をみると、「時々参加している」が14.7%（前回値12.6%）、「よく参加している」が5.2%（前回値3.5%）で、あわせて約2割が『参加している』と回答しており、積極的な参加者の割合が増加しています。



地域福祉活動への参加意向が伸び悩み、また、5割を超える参加意向がありながら、実際の参加者が2割程度にとどまっている理由としては、町の人口減少と高齢化、仕事を抱えているなどに加えて、調査の記述内容から「もともといる人たちは十分に支え合っているが、新しい方々はそのような人たちと触れ合う場所がまだまだ足りない」「地域住民と移住者との交流の場やコミュニケーションがとれていない気がする。これからの町の福祉社会を支える上で、お互いが協力しながらの明るいまちづくりをめざしてほしい」といった意見が指摘されているように、移住者の活動への参加が十分に促されていないことも考えられます。

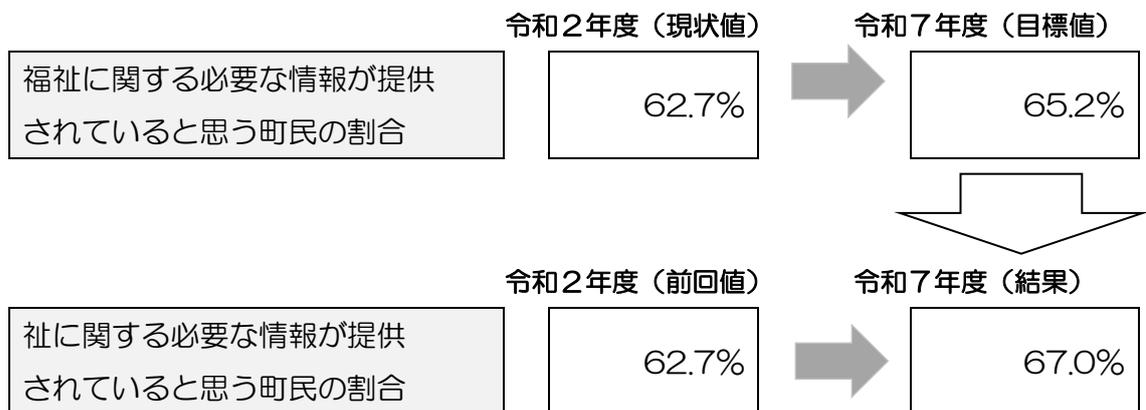
また、「七ヶ宿町は行政と町民の距離が近くとても良いと思います。社会福祉協議会や子ども会育成会などの活動も身近に感じます。連携状況は良好だと思います」というヒアリング調査での意見もあり、行政と住民の連携は十分だが、移住者も含めた住民同士のつながりを強める中でコミュニティの力を高め、両者が協力しての取組をいかに進めていくかが、今後の課題だと考えられます。

(2) 地域福祉ネットワークの情報共有化

地域福祉ネットワークでは、地域の活動拠点に相談窓口を設置し当該地域を担当する民生委員・児童委員が常駐して、地域にある各種団体のネットワーク化を進めることが求められていますが、第1期計画ではそれに関連して必要な福祉サービスの情報が入手出来ているかということ成果指標としています。

調査の結果では、保育・福祉サービス、健康づくりに関して必要とする情報の入手が「すぐに入手できた」という割合について、令和2年度の62.7%から、令和7年度は65.2%（5年間で2.5%の上昇）を見込んでいましたが、結果は67.0%で4.3ポイントの上昇となっており、目標を大幅に達成しています。

また、福祉サービスに関する情報の入手先として「民生委員・児童委員」が10.5%（前回値6.8%）と、これも前回は大きく上回っています。



福祉サービスの情報提供については、今後も各種団体や様々な機会、媒体を用いて充実させていく必要がありますが、これまでの福祉サービスだけでは解決が困難な課題も増えてきていることから、日頃から近隣との関わりを持ち、いざという時に支え合い、助け合える関係づくり、一番身近な場所で気軽に相談できる場づくりを目指すことも求められています。

調査の記述内容の中でも「いろいろな事の情報提供」「隣近所の住人の最低限の情報を知りたいが、何らかの機会をつくってほしい」「様々な問題を解決するためには、もっと行政主導で地区民が活動できるための取り組みが必要だ」「増え続ける地域福祉の課題に持続的に対応していくため、一部の人だけが踏ん張って活動しても、将来的にはしぼんでしまう。持続的なつながりが持てる取り組みが必要だ」という意見もあり、今後はより住民に身近な地域で、互いに助け合う関係づくりを一層推進していく必要があります。

第4節 計画の基本理念・方針

1 計画の基本理念

地域福祉をめぐる状況は、ライフスタイルの多様化等を背景に様々な分野の課題がからみ合い、複雑化・複合化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、地域活動の縮小や近所付き合いの希薄化が進み、「孤独・孤立」に見られる課題の潜在化など、生きづらさを抱える人が増加しています。

本町では、人口が減少し、高齢化が進む中で、町政運営の基本となる第6次七ヶ宿町長期総合計画では、「誰もが健やかに安心して暮らせるまちづくり」を目指しています。

そのためには、一人ひとりの住民が地域福祉への共通認識を持ち、地域の多様な在り方を尊重したうえで、それぞれのコミュニティの中で誰もが支え合える関係性を築いていくことが重要です。

本計画では、第1期計画の方向性を踏襲しつつ、地域の支え合う関係性を基本に「誰もが、自分らしく、互いに支え合い、安心して快適に暮らせるまち」を基本理念として、地域共生社会の実現に向け、引き続き施策を推進して参ります。

2 重層的支援体制整備事業と地域福祉計画

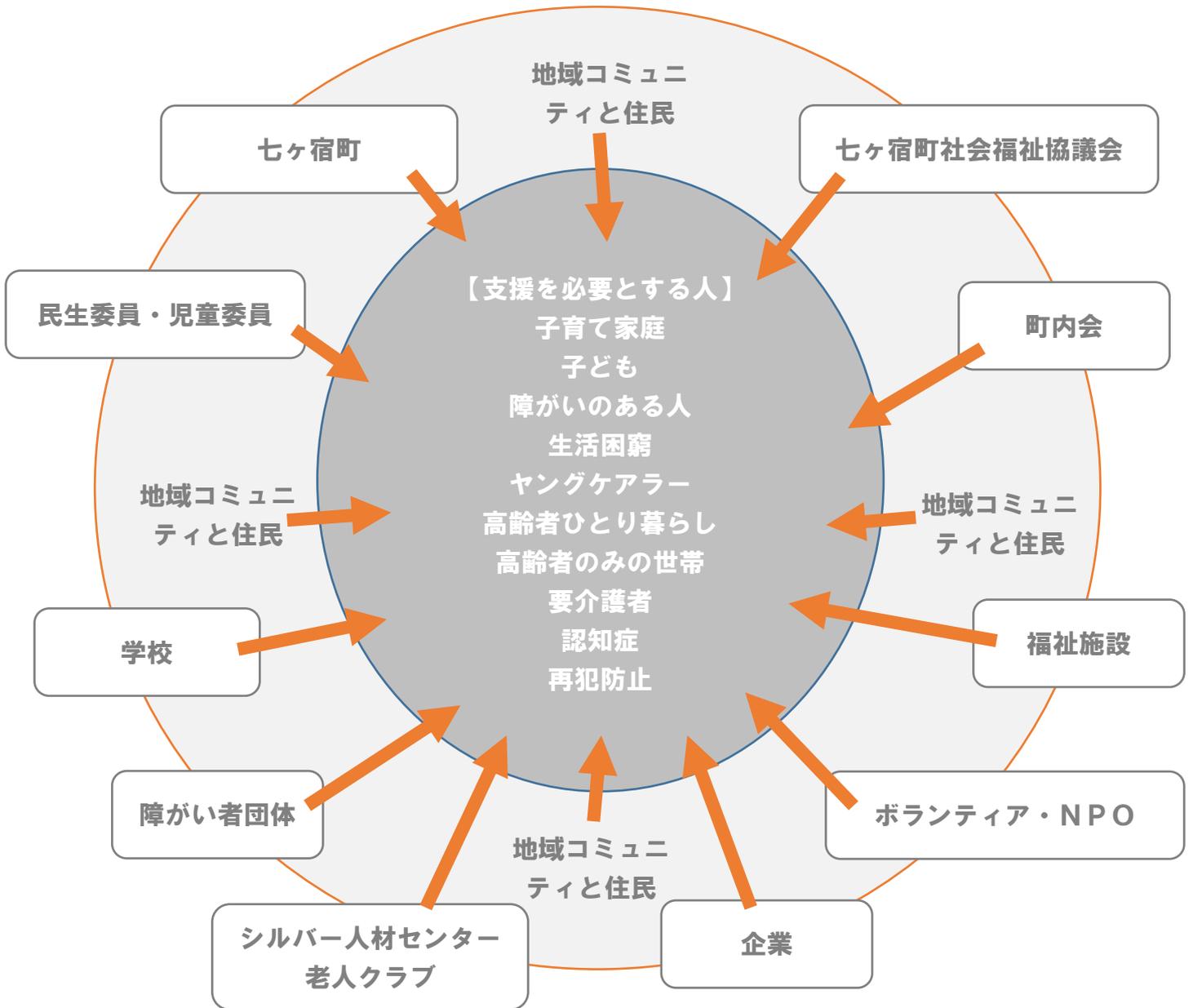
重層的支援体制整備事業は、「困りごとの属性に関係なく誰でも相談支援を受けることができ、地域活動につながり、地域全体で支え合う」ための仕組みです。その実現のためには、地域住民及び社会福祉協議会やシルバー人材センターなど各種関係機関と行政が緊密に連携し、協力し合いながら、包括的相談支援・参加支援・地域づくりを一体的に進めることが不可欠です。

地域福祉計画は、地域の「みんなで支え合う仕組み」をつくり、地域共生社会を実現するための設計図です。地域のコミュニティを中心に、住民自身が計画づくりや活動に参加することで、地域の課題を自分ごととして捉え、協働して解決していく力が高まります。

つまり、重層的支援体制整備事業は、地域福祉計画の具体的な実践の一つであり、「誰もが、自分らしく、互いに支え合い、安心して快適に暮らせるまち」を実践的に推進していく取り組みだと言えます。

本町においては、相談支援・参加支援・地域づくりを通じて、地域福祉計画における基本施策と重層的支援体制整備事業の各支援とを一体的に推進していきます。

【福祉のまちづくりのイメージ図】



3 施策の大柱

本計画では国、県との整合性を図り、施策項目を「地域づくり」「人づくり」「基盤づくり」の3つを施策の大柱として、地域福祉推進の主軸と位置づけます。

(1) 地域づくり（支え合いのある地域づくり）

地域福祉活動をさらに充実し、互いに支え合いのある地域づくりを進めるため、地域住民が行政と連携・協働した新しい地域コミュニティの形成を図ります。また、高齢者や障がいのある人の活動場所や交流機会を提供し、社会参加を促進するとともに、生きがいづくりに努めます。

高齢者や障がいのある人を狙った犯罪、子どもを巻き込んだ事故や犯罪の未然防止、災害時の避難支援等に地域全体で取り組み、コミュニティの力で安全を守る地域づくりを推進します。

(2) つながりづくり（地域の福祉をつむぐ人づくり）

町民が福祉に対して関心を持ち、理解を深め、ともに支え合う地域社会の実現に向けた取組を推進し、地域の方々が福祉の担い手として各地域で活動できるよう、地域住民をはじめ関係機関・団体と連携し、地域で支え合うシステムを構築し、地域の福祉をつむぐ人づくりを推進します。

また、様々な困難を抱える人々に対して、地域での見守り活動からの早期発見に向けた取組を推進するとともに、自立に向けた相談・支援体制づくりに取り組みます。

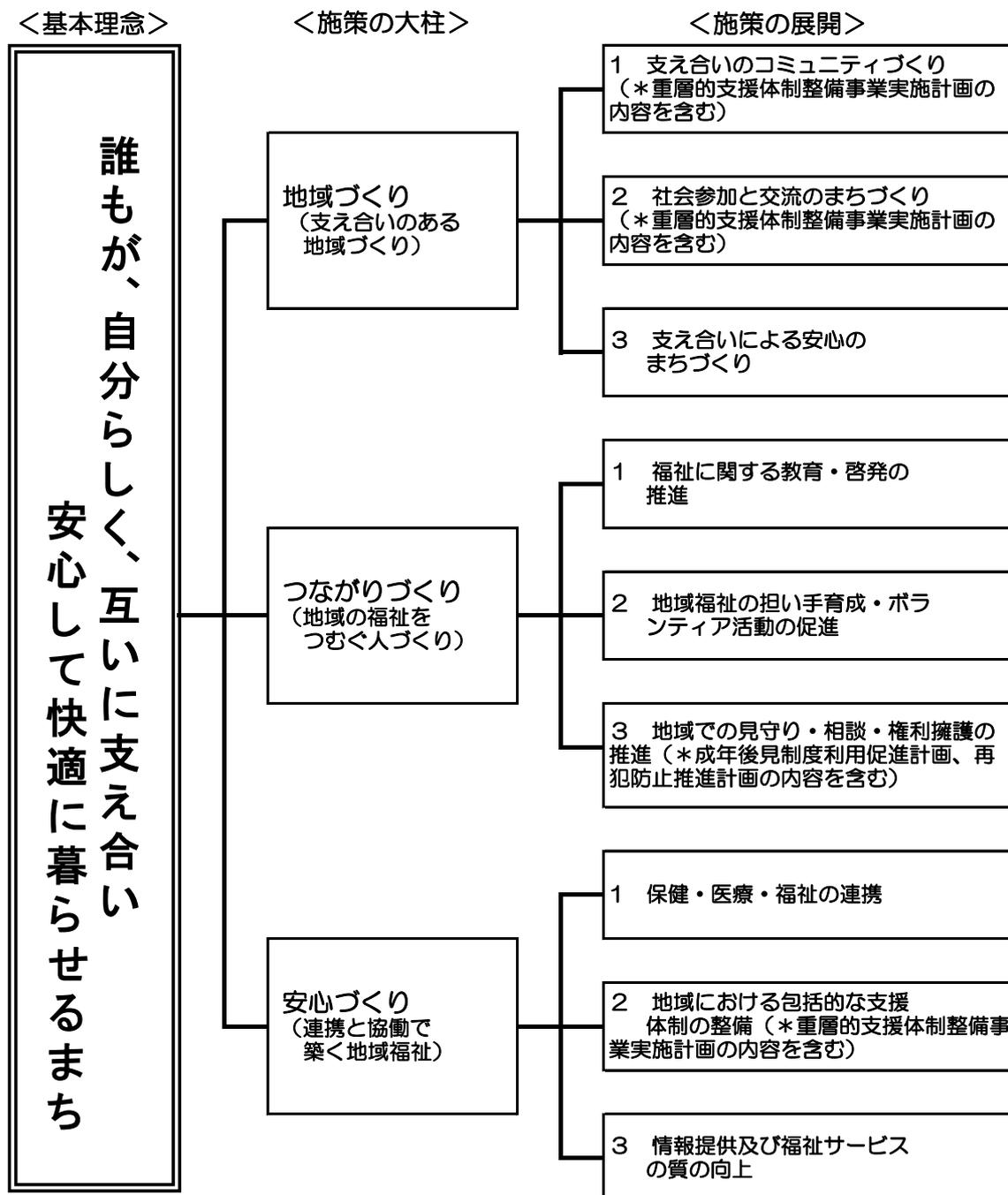
(3) 安心づくり（連携と協働で築く地域福祉）

高齢者や障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の関係機関が連携し、地域包括ケアシステムのさらなる充実を図るとともに、在宅医療・介護が地域で一体的に提供できるよう、地域の関係機関による保健・医療・福祉の連携体制づくりを進めます。

また、地域での様々な生活課題を抱える人や、多様なサービスを必要とする人が、適切かつ迅速にサービスを利用できるよう、情報の充実と提供、福祉サービスの質の向上に努めます。

4 施策の体系

本計画では、施策体系を以下のように位置づけています。



【第2章 各論】

第1節 地域づくり（支え合いのある地域づくり）

1 支え合いのコミュニティづくり（*重層的支援体制整備事業実施計画の内容を含む）

【現状と課題】

本町では、人口の減少傾向に加えて、総人口の半数近くを65歳以上の高齢者（平成7年3月現在の高齢化率は45.0%）が占める超高齢社会となっています。また、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯も増加しています。

本町で令和7年度に実施したアンケート調査（以下「令和7年度調査」という。）では、近所の方との付き合いの状況について、「会えば、親しく立ち話をする」が40.8%（前回値37.1%）、「非常に親しく、お互いの家を行き来する」が22.0%（前回値15.4%）といった項目が前回調査時（令和2年度調査のこと。）を大きく上回り、緊密な交流関係が増加傾向にあることがうかがえます。

こうした傾向は、地域のつながりを強め、いざという時に助け合い、支え合うコミュニティの活性化につながることから、引き続き交流の輪を広げていくことが重要です。

【取組の方向性】

地域福祉活動をさらに充実し、互いに支え合う地域づくりを進めるため、地域のつながりの強化や地域活動への住民の参加を促し、地域住民が行政と連携・協働した新しい地域コミュニティの形成を図ります。

身近な地域のつながりを深め、住んでいる地域に関心を持ち、交流の輪が広がることで、だれもが「住みよい」と感じられるまちづくりを推進します。

【地域コミュニティに期待される役割（個人でできることを含む）】

- 地域の催事や行事等の様々な活動にできるだけ参加します。
- 地域の住民に関心を持ち、地域のつながりを深めます。
- 地域での福祉活動（小地域福祉活動）に積極的に参加します。
- 高齢者、障がいのある人、子育て中の親子などが困っている時には声かけや手助けをします。
- 住んでいる地域の人、出来事などに関心を持ち、お互いに助け合います。
- 社会福祉協議会など関係機関と連携し、自主的な福祉活動を展開します。
- 住民同士の交流促進のための拠点づくりに努めます。
- 地域の高齢者や子育て親子、障がいのある人など誰もが参加しやすいイベントの開催に努めます。

- 町内会などが行う様々な福祉活動を推進します。
- 住民の地域福祉活動への理解や参加意識を高めるための取り組みを実施します。

【行政の役割】

- 健康福祉課や保育所、公民館などで実施する各種事業を通じて、子育て中の親子が交流でき、仲間づくりを図れる機会を設けます。
- 保育所、学校、保護者との連携を深めることによる子育ての学習機会の確保と親同士の交流、ネットワークづくりを支援します。
- 福祉活動における人材確保の取り組みや、活動について地域住民の理解・協力を得られる環境づくりを支援します。
- 地域との懇談会、講演会や勉強会等の開催等、住民の地域福祉活動への理解や参加意識を高めるための取り組みを支援します。
- 子どもや高齢者、障がいのある人などだれもが安心して暮らせるまちづくりに向けた意識の醸成に努めます。
- 「福祉でまちづくり」の視点で、地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にもつながるよう取り組みを進めます。

2 社会参加と交流のまちづくり（*重層的支援体制整備事業 実施計画の内容を含む）

【現状と課題】

本町における令和2年現在（国勢調査による）の高齢者単独世帯の割合は、総世帯数の2割に達しています。こうした中、高齢者の孤立や孤独を防ぐためにも、社会参加活動など、地域で人と関わり合う機会の重要性が増しています。

町の令和7年度調査で、地域の行事、地域活動などへの参加経験の状況については、「時々参加している」が43.5%（前回値39.2%）、「よく参加している」が30.9%（前回値32.2%）で、あわせて『参加している』方が7割以上となっています。

また、その内容については「町が主催するイベント」、「行政区・老人会・婦人会・子ども会活動」、「清掃などのボランティア活動」などが多くなっています。

こうした社会参加の機会は、体験を共有することでコミュニティの一員としての意識を持つことにつながり、地域の共同体の絆も深めることとなります。引き続き、年齢や障がいの有無を問わず、誰もが参加しやすい活動を推進していく必要があります。

【取組の方向性】

子どもから高齢者、障がいのある人の誰もが文化活動やスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう取組を推進します。

地域の行事やイベント、ボランティア活動などについて、広く周知を図るとともに参加者の拡充を図ります。

高齢者や障がいのある人の活動場所や交流機会を提供し、また、就労につながる様々な機会の提供を行うなど、社会参加を促進するとともに、生きがいづくりに努めます。

【地域コミュニティに期待される役割（個人でできることを含む）】

- 地域で行われる様々なイベントに参加します。
- 子育て応援隊として「すくすく見守り隊」に参加し、町で子育てする人を支援します。
- 生涯スポーツを通じた健康づくりを行います。
- 年齢や体力、経験に応じた様々な就労機会や役割を持ちます。
- 様々なイベントの情報を共有し、住民の参加機会をつくれます。
- サークル活動などを通じた生涯学習活動や生涯スポーツの普及に努めます。
- 子育て交流の場づくり、仲間づくり、子どもの地域育成について理解し、協力を行います。
- 関係団体と連携して、高齢者や障がいのある人などが身近な地域で活躍できるよう支援します。

【行政の役割】

- 様々なイベントなどの情報を共有し、参加機会を確保できるようにするとともに、生涯学習活動への積極的な住民参加を支援します。
- 子育て中の親子が交流でき、情報や悩みを共有し、頼れる仲間づくりを推進します。
- 子ども同士の交流や世代間交流など多様な交流を通じて、相互の理解を深めながら、健やかにたくましく成長することをめざす子ども会育成会等の地域活動を促進します。
- 町内で子育てをする人たちのつながりをつくる子育て応援隊の「すくすく見守り隊」を支援します。
- 老人クラブについては、地域を担う団体のひとつとして福祉施策とも連携した活動の活性化を図ります。
- シルバー人材センターは、高齢者の就業等への社会参加を促しながら、地域を担う団体のひとつとして福祉施策とも連携した活動の活性化を図ります。
- 認知症などの要介護高齢者や家族などを対象に、予防のための通いの場や介護する家族の相談、交流の場への支援を行います。
- 各種イベントを通じて、障がいのある人同士（保護者）、または障がいのある人と障がいのない人が互いに交流できるよう支援します。

3 支え合いによる安心のまちづくり

【現状と課題】

高齢化に伴い、本町の要支援・要介護認定者の割合も、令和6年9月現在で高齢者の約3割を占めています。また、町の障害者手帳所持者数も令和6年度末で120人となり、これは町の総人口の1割を占めています。

こうした高齢者や障がいのある方は、災害などの緊急時には周囲の方々の協力が不可欠であるため、大規模な自然災害時に備えて、地域で災害弱者を支援する体制づくりを推進していく必要があります。

令和7年度調査での、避難行動要支援者名簿を提供すべき機関では、「町内会長や町内会の役員」が64.9%、次いで「警察・消防署」が48.2%、「民生委員・児童委員」が42.9%、「社会福祉協議会」が37.7%となっており、町内会の比重が高くなっています。

今後も、災害時等における対応力が向上し、弱者への支援がスムーズに行えるよう、地域住民同士の助け合いや情報共有の仕組みを推進していく必要があります。

また、防犯・防災対策は個人だけでなく、地域全体で取り組むことが大切であることから、コミュニティのつながりを活用することで、災害や犯罪への対応力の強化を図っていく必要があります。

【取組の方向性】

大規模な自然災害時に、要配慮者の要介護高齢者や障がいのある人等への避難誘導や安否確認、見守りなどが確実に行われるような地域における体制づくりを支援します。

警察、防犯ボランティア、地域、家庭、学校、行政が連携の強化を図り、孤立死、高齢者や障がいのある人を狙った犯罪、子どもを巻き込んだ事故や犯罪の未然防止、災害時の避難支援等、安心して暮らせるまちづくりを地域ぐるみで推進します。

【地域コミュニティに期待される役割（個人でできることを含む）】

○地域における日常的な見守り、また日常的に挨拶や声かけを実施するなど近所でのつながりや関係づくりを大事にし、災害時の避難支援等を円滑にできるよう努めます。

○地震等の災害発生時に近隣の安否確認や避難誘導など助け合いを行います。

○防犯パトロールや不審者情報の提供、子どもたちの安全を守るなど防犯活動に努めます。

- 消費者被害に遭わないために、消費生活に関する情報に関心を持ちます。
- 家庭で子どもへの交通安全教育をします。
- 町内会、民生委員・児童委員等の関係機関・団体が連携し、災害発生時の安否確認や円滑な避難誘導等を行えるよう、地域における協力体制を築きます。
- 学校関係者や地域の人たちによる防犯巡回パトロールなど地域ぐるみの防犯活動を進めます。
- 避難行動要支援者名簿の更新と関係者間での情報の共有を図ります。
- 防犯協会など関係機関・団体と連携した啓発活動を通じ、地域ぐるみの交通安全・防犯体制づくりをします。

【行政の役割】

- 防災関係機関と連携し、総合防災訓練の実施や地区の防災組織の活動への協力など地域の防災体制づくりを支援します。
- 避難場所の確保と整備に取り組むとともに、地区の防災組織を設置し、避難訓練等を実施し、防災・減災に備えます。
- 避難行動要支援者情報の把握を行うとともに、地域での見守りや災害時における支援体制づくりを推進します。
- 防犯に関する助言や情報提供などを行い、防犯意識の醸成を図ります。
- 空き家等の増加に対して、見守り等の防犯体制を強化します。
- 悪徳商法などの被害を未然に防止するため、普及啓発や成年後見制度などの運用を充実していきます。
- 学校関係者や地域の人たちによる防犯巡回パトロール、防犯推進会議の設置など地域ぐるみの防犯活動を推進します。
- 交通安全教室、講習会等を通じて、交通安全の普及・啓発に努めます。

第2節 つながりづくり（地域の福祉をつむぐ人づくり）

1 福祉に関する教育・啓発の推進

【現状と課題】

高齢者や障がいのある人だけでなく、厳しい社会経済情勢を背景に、社会的孤立や経済的な困窮、虐待、ひきこもり、子育て不安等、日々の暮らしをめぐる困りごとや生きづらさを抱える人が増えています。

これからは、一人ひとりがこうした地域の生活上の課題に気づき、様々な地域の課題を自分の事として、身近なものであるという認識を広めていくことが必要です。

町の令和7年度調査でも、日常生活での悩みや不安について「自分や家族の老後のこと」が51.8%(前回値52.4%)や「自分や家族の健康のこと」が51.8%(前回値51.0%)、「収入など経済的なこと」が28.3%(前回値24.5%)、「介護に関すること」が26.2%(前回値23.1%)、「地震や火事などの災害に関すること」が26.2%(前回値22.4%)となっており、これらはすべて福祉の課題とつながるものです。

ともに支えあう福祉社会の実現に向けて、学校教育のみでなく、さまざまな機会に福祉帰還する教育、広報、啓発を行い、広く町民の福祉意識を高めていく必要があります。

【取組の方向性】

町民が福祉に対して関心を持ち、理解を深め、ともに支え合う地域社会の実現に向けた取組を推進します。

高齢者福祉への関わりや障がいに対する正しい理解と認識を深める普及啓発を推進するとともに、人権意識の高揚と差別解消に向けた取組などの普及・啓発に努めます。

自死対策に関する広報・啓発、自死と関連の深いうつ病等の病気に関する意識啓発等を推進します。

【地域コミュニティに期待される役割（個人でできることを含む）】

- 自分が福祉サービスを受ける人にもなり、支える人にもなりえることの福祉意識を高めます。
- 子どもや高齢者、障がいのある人の人権を尊重します。
- 家庭・地域・職場等の生活や活動で男女平等の意識を高めます。

- 自死と関連深いうつ病や依存症、統合失調症等のこころの病気に関する意識を高めま
す。
- 地域福祉に関する住民の理解向上を図ります。
- 社会福祉協議会等と連携し、体験学習や福祉学習などの機会をつくりま
す。

【行政の役割】

- 教育委員会や七ヶ宿町社会福祉協議会の協力の下、家庭における福祉教育の拡充を図
ります。
- 地域全体でともに支えあう福祉意識を高めるため、広報紙やイベント等の機会を通じ
て福祉情報を提供します。
- 男女が共に子育てを担うことへの意識啓発や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バ
ランス）の普及啓発を図ります。
- 学校教育において、将来親となり子どもを生き育てることや、男女共同の家庭づくり
の大切さへの自覚を育み、次代の親づくりにつなげます。
- 障がいや障がいのある人への理解の促進、また合理的配慮などについての理解啓発に
向けて更なる広報・啓発活動に努めていく必要があります。
- 子どもや高齢者・障がいのある人への虐待や暴力の禁止など、基本的人権について広
報紙やホームページ等を活用した情報提供を行います。
- 地域住民へ自死対策についての広報・啓発を行い、自死防止に向け住民の知識と理解
を深めます。
- 犯罪や非行をした人等の更生や再犯防止の取り組みへの町民の関心と理解を深めるた
め、「社会を明るくする運動」や毎年7月の「再犯防止啓発月間」等の取り組みを通じ
た周知・啓発を図ります。

2 地域福祉の担い手育成・ボランティア活動の促進

【現状と課題】

町の人口減少、高齢化により、これまで地域活動を支えてきた自治会、社会福祉協議会などの団体においては、その担い手不足や固定化、高齢化が深刻な課題となっており、持続的なつながりが持てる取り組みが求められています。

令和7年度調査で、地域での福祉活動(小地域福祉活動)の提供側への参加状況は「時々参加している」が14.7%(前回値12.6%)と「よく参加している」が5.2%(前回値3.5%)を合わせて約2割となっていますが、今後の参加意向では「できれば参加したい」が51.8%(前回値51.7%)と「ぜひ参加したい」が4.7%(前回値4.2%)を合わせて5割を超えており、地域の人材のさらなる福祉活動への参加が期待される場所です。

地域のあらゆる世代が地域福祉に関心を持てるよう啓発に努めていくとともに、ボランティアやNPOなど地域福祉の担い手の育成や人材発掘する取り組み、誰もが活動に参加しやすい環境づくりに努めていく必要があります。

【取組の方向性】

社会福祉協議会と協力して、ボランティア組織の形成に努めるとともに、ボランティアやNPOの活動についての啓発活動、情報の周知活動を行うなど、住民が地域福祉の担い手、支える側として参加しやすい環境づくりに努めます。

ボランティアの育成や活動に対する支援をさらに推進するとともに、多様な福祉ニーズに対応できる専門知識を持った人材の確保を図ります。

また、地域の方々が福祉の担い手として各地域で活動できるよう、地域住民をはじめ関係機関・団体と連携し、地域で支え合うシステムの構築を支援します。

【地域コミュニティに期待される役割(個人でできることを含む)】

- 地域の福祉活動で自分のできることについて考えます。
- ボランティア活動やNPO活動に関心を持つようにします。
- ボランティア体験や交流会などに参加します。
- 社会福祉協議会や関係団体と連携し、地域のボランティア団体等の紹介や活動内容など情報の提供に努めます。
- 民生委員・児童委員、社会福祉協議会と連携し、地域における自主活動を推進するリーダーの活動支援や育成に努めます。
- 町内会や地域関係団体と連携し、地域の人材発掘に努めます。

【行政の役割】

- 地域福祉活動の中心的役割を担う七ヶ宿町社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会や医療機関、福祉施設との連携を図ります。
- 地域や団体、関係機関と連携し、地域での福祉活動を担う人材の確保、地域福祉を推進するリーダーの育成に努めます。
- 学校教育において、他人への思いやりなど豊かな人間性を育むとともに、ボランティア体験などを通して社会性の育成を図ります。
- 住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、保健・医療・福祉における専門職の人材の確保や資質の向上を図ります。
- 要介護の高齢者やその家族を地域で支援するため、地域住民等を対象に認知症サポーター等のボランティアの養成やその活動への支援を行います。
- 社会福祉協議会やシルバー人材センターほか、町内のボランティア団体との連携を図り、地域の人々や高齢者等が地域活力として活躍できるような体制整備に取り組みます。



3 地域での見守り・相談・権利擁護の推進（※成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画を含む）

【現状と課題】

家に閉じこもりがちな独居高齢者また高齢者のみの世帯に、地域の住民等が「声がけ」や「ゆるやかな見守り」等の安否確認を行い、緊急時には必要な支援を行えるよう地域でのネットワークを強化していく必要があります。

令和7年度調査で、近所との付き合いにおける困窮者への支援については「災害時の手助け」が47.6%（前回値50.3%）、次いで「話し相手」が45.0%（前回値49.0%）、「高齢者・障がい者等の見守り（声がけ）」が44.5%（前回値45.5%）、「病気など緊急時の手伝い」が43.5%（前回値44.1%）など4割以上の方が可能と回答しており、今後こうした地域コミュニティの力を活用していくことが期待できます。

町民の半数近くが高齢者であり、今後、認知症などによって支援を必要とする人が増えることも想定されます。認知症高齢者や知的障がいのある人などが、財産の管理や日常生活で生じる契約などで不利益を被らないよう、成年後見制度など権利擁護の推進が求められています。

令和7年度調査で、成年後見制度について「名前も内容も知っている」という回答は23.6%（前回値19.6%）となっており、認知は高まりつつありますが、引き続き周知啓発に努めていく必要があります。

さらに近年、犯罪件数の減少に対し、再犯者率の上昇が問題となっており、国だけでなく、県や市、生活の基盤となる地域の役割も重視されています。再犯者の中には、福祉的な課題を抱え支援を必要とする人もいることを踏まえ、地域福祉の中での取り組みを進めていくことが求められています。

【取組の方向性】

関係機関と連携し、高齢者、児童などに対する虐待や、高齢者の閉じこもり・うつ傾向によるひきこもり、生活困窮者など、様々な困難を抱える人々に対して、地域での見守り活動からの早期発見、相談・支援の体制づくりに取り組みます。

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築を推進し、支援を必要とする人が安心して制度を利用できるよう周知を図ります。

また、犯罪や非行をした人が、社会で孤立することなく、社会を構成する一員として復帰し地域に定着できるように支援し、再犯の防止を図ります。

【地域コミュニティに期待される役割（個人でできることを含む）】

- 近隣の住民と互いに見守りや声かけを行います。
- 悩みや不安などを抱え込まずに、地域の民生委員・児童委員や専門機関などへ相談します。
- 権利擁護や成年後見制度について理解します。
- 地域の現状を把握し、高齢者等の安否確認や孤立防止、子どもたちの見守り・声かけ活動を行います。
- 団体や関係機関が相互に連携し、支援が必要な人が成年後見制度をはじめとする適切な権利擁護を受けることができるよう地域のネットワークづくりを図ります。
- 犯罪や非行をした人等の更生や再犯防止の取り組みへの関心と理解を深めます。

【行政の役割】

- 乳幼児健診や保育所、学校で子どもの体の様子を細かく見守るとともに、虐待リスクの高い家庭の早期発見と児童虐待の事前予防に努めます。
- いじめや不登校など、様々な悩みや不安について、保護者が気軽に相談できるよう、学校における相談活動の充実を図ります。
- 高齢者やその家族が適切なサービスを利用できるため支援や権利擁護事業や虐待防止に向けた相談体制の充実を図っていきます。
- 障害のある人や児童への虐待の未然の防止に努めるとともに、虐待が発生した場合、迅速かつ適切な対応や再発の防止に取り組みます。
- 民生委員を始め、地域包括支援センター、近隣住民等関係各所との連携を密にし、地域全体で高齢者を見守る支えるネットワークを推進します。
- 移動困難者や買い物困難者等を対象とした生活支援、移動販売（御用聞き）を兼ねた見守り支援を強化します。
- ひとり親家庭等に対して民生委員・主任児童委員による生活相談をはじめ、関係機関との連携のもとで就労支援や相談体制の充実に努めます。

【成年後見制度の利用促進にかかる取り組み】

- 社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度についての理解・周知を図るとともに、相談事業を通して利用の促進を図ります。
- 認知症高齢者や知的障がいのある人など判断能力が不十分な方への金銭管理、身元保証人、成年後見制度など権利擁護支援のため、情報提供や制度の普及啓発など関係機関と連携した取り組みを充実します。
- 専門性を有する各種関係機関による権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備を進めます。
- 成年後見人等候補者になり得る各関係団体に対し、制度の重要性の啓発を図り、各関係団体における人材育成につなげます。
- 町長申立に関する事務を迅速に処理できる体制を整備し、身寄りのない人や頼れる身寄りのない人への支援において、適切に町長申立を実施します。

【再犯防止推進計画の内容にかかる取り組み】

- 犯罪や非行をした人等の社会復帰を支え、再犯を防ぐため、一人ひとりの状況に応じた支援や相談の充実を図ります。
- 国や県、刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体等と連携し、再犯防止に係る取り組みを推進します。
- 犯罪や非行をした人等の更生や再犯防止の取り組みへの町民の関心と理解を深めるため、「社会を明るくする運動」や毎年7月の「再犯防止啓発月間」等の取り組みを通じた周知・啓発を図ります。（再掲）
- 薬物乱用による影響と未然防止の重要性について、小中学校、高等学校等における薬物乱用防止の周知・啓発を図ります。

第3節 安心づくり（連携と協働で築く地域福祉）

1 保健・医療・福祉の連携

【現状と課題】

高齢社会において住民が安心して、健康で幸せな生活を送っていくことができるためには、保健・医療および福祉サービスの連携ネットワーク化が必要不可欠な条件となってきました。

人口の半数近くを65歳以上の高齢者が占める本町ですが、その高齢者の多くは健康的には問題なく日常生活を過ごしています。しかし、近年では生活習慣病（糖尿病、高血圧、心疾患など）から要介護状態になる人も増えており、フレイル（加齢に伴う心身の活力低下）の予防も重要な課題となっています。

令和7年度調査で、七ヶ宿町保健センターを利用した目的が「介護保険・障害福祉サービスの利用や相談」というケースが29.9%（前回値22.6%）と増加しており、今後も保健センターを中心に地域における保健・医療・介護の関係機関が連携していくとともに、保健・医療・福祉の一体的なサービス提供体制の確立を図っていく必要があります。

【取組の方向性】

町民のだれもが、保健・福祉・医療に関わるサービスを総合的に、かつ安心して受けられるよう関係機関の連携に努めます。町民の多様化する医療ニーズに対応できるように、小児医療をはじめとする地域医療体制の充実を図ります。

在宅医療・介護が地域で一体的に提供できるように、地域の関係機関による連携体制づくりを進めます。

【地域コミュニティに期待される役割（個人でできることを含む）】

- 行政や地域の開催する健康学習の場に積極的に参加します。
- 十分な睡眠、バランスの良い食事、適度な運動を心がけます。
- 定期健康診断を受診して自分の健康管理に努めます。
- 住民一人ひとりを巻き込む健康づくりを地域ぐるみで推進していきます。
- 食生活改善推進員などと連携し、地域住民の健康への関心を高めます。
- 感染症予防や予防接種に関する正しい知識の習得と普及に努めます。

【行政の役割】

- 生涯にわたって各ライフステージにあった健康づくりを推進し、生活習慣病の予防とともに、生活習慣病を起因とする疾病の防止に取り組みます。
- 必要に応じて七ヶ宿町国民健康保険診療所から専門医につなげる連携を強化し、いつでも安心して医療を受けられる体制づくりに努めます。
- 保健センターを中心に地域における保健・医療・介護の関係機関が連携し、面的な提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携のネットワーク推進に取り組みます。
- 要支援・要介護者などに適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるよう、サービス提供事業者、保健・医療・福祉の関係者等と連携し、地域ケア会議の充実を図ります。
- 家庭や地域、学校などと連携を深め、必要に応じて個別相談を行うなど思春期の健康づくりを支援します。
- 認知症を早期発見・早期対応するために、高齢者やその家族が認知症について気軽に相談できる窓口の充実を図ります。
- 薬物乱用による影響と未然防止の重要性について、小中学校、高等学校等における薬物乱用防止の周知・啓発を図ります。（再掲）
- 高齢者を感染症から守るため、感染症や予防接種に関する正しい知識の普及、情報提供を行うとともに、医療機関等と連携した取り組みを推進します。

2 地域における包括的な支援体制の整備（＊重層的支援体制整備事業実施計画の内容を含む）

【現状と課題】

現代日本の社会は、超高齢化、少子化、社会的孤立という三重の課題に直面していると言われていています。さらに経済的な困窮も加わって、これらが複雑にからみ合い、従来の単発的支援では解決困難な状況を生み出しています。

このため、分野を超えた統合的アプローチとして、地域福祉に包括的な支援体制の整備が求められるようになりました。町の地域包括支援センターでは、地域における保健・医療・福祉サービス提供を総合的に行っています。

今後はさらに、高齢者のみならず、障がいのある人、子ども・子育て・家庭、そして生活困窮者支援など、生活上の困難を抱える地域住民への包括的な支援のための取組を進めていく必要があります。

令和2年度調査では、生活困窮者自立支援法制度について、「聞いたことがあり内容も知っている」が14.1%（前回値14.0%）となっており、周知に努めていく必要があります。

【取組の方向性】

高齢者や障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の関係機関が連携し、地域包括支援センターを中心とした地域ケア体制のさらなる充実を図ります。

福祉や介護サービス、子育て、医療、健康問題などに関する相談や、生活困窮、ニート、ひきこもりなどに関する相談など、町民の日常生活に生じる様々な課題に対する身近な相談支援体制づくりに取り組みます。

【地域コミュニティに期待される役割（個人でできることを含む）】

- 民生委員・児童委員など地域の相談役や行政の相談窓口の把握に努めます。
- 身近な人などが困っている場合には情報交換をします。
- 生活困窮者自立支援法制度等の制度について情報の収集に努めます。
- 要配慮者などに対する虐待や、高齢者の閉じこもりなど、地域で様々な問題を抱える人たちに対する見守り活動を行います。
- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動、行政の相談窓口や生活支援の制度について知識の共有を図ります。

【行政の役割】

- 地域包括ケアシステムを充実し、高齢者の在宅医療・介護連携の強化、認知症施策の推進のほか、障がい者、子ども・子育て世帯、生活困窮者等を包含して支える生活支援体制整備を図ります。
- 子育て支援活動の横の連携を図るため、仲間づくりや子育て情報を共有化するなど、子育て支援ネットワークの構築に努めます。
- 地域子育て支援センターや、民生委員・主任児童委員など各種の活動情報について、町広報誌やホームページなどを通じて広く発信します。
- 保健、福祉、教育などの連携を密にし、障害児の適正な保育、就学指導など子どもの発達段階に応じた支援に努めます。
- 児童福祉、保健医療、教育、警察、地域等の関係機関が連携を図り、児童虐待防止をはじめ地域全体で子どもを守る体制を構築します。
- 地域福祉の主要な担い手である社会福祉協議会との連携を深め、互いの役割分担を明確にする中で、総合的な地域福祉の推進を図ります。
- 地域に住む高齢者やその家族が抱える問題や不安を解決するため、地域包括支援センターにおける総合相談体制を充実します。
- 医療機関や介護サービス及び支援機関と連携を図り、認知症地域支援推進員を中心に認知症の人やその家族への適切な支援を行う体制づくりを推進します。
- 就労のための資格取得や職業訓練への助成やその他経済的支援により、ひとり親家庭の自立に向けた支援に努めます。

3 情報提供及び福祉サービスの質の向上

【現状と課題】

介護を必要とする高齢者や障がいのある人、子育て中の保護者など、様々な福祉サービスを必要としている人が、円滑なサービスの利用につながるよう、町では情報の提供や相談の充実に努めています。

令和7年度調査で、福祉サービスの利用に関する不満感は、「不都合や不満を感じたことはない」が44.5%（前回値36.4%）、「不都合や不満を感じたことがある」が7.9%（前回値13.3%）となっています。福祉サービスの利用に関する不満は解消傾向に進んでいます。

サービス利用上の不都合や不満感の理由としては、「利用手続きが煩雑だった」が最も多く20.0%（前回値15.8%）、次いで「どこに利用を申し込めば良いのかわからなかった」及び「窓口が複数にわたり面倒だった」がともに13.3%（前回値10.5%）となっており、引き続き情報提供及び相談窓口の充実に努めていく必要があります。

【取組の方向性】

子育て支援や、高齢者や障がいのある人への支援など、地域での様々な生活課題を抱える人や、多様なサービスを必要とする人が、適切かつ迅速にサービスを利用できるように、情報の充実と提供に努めます。

また、社会福祉協議会やシルバー人材センターその他の関係団体と連携し、住民が安心してサービスを選択できるよう福祉サービスの質の向上に努めます。

【地域コミュニティに期待される役割（個人でできることを含む）】

- 役場や保健センターの窓口、広報紙や町ホームページによる福祉サービス等の情報の入手に努めます。
- 福祉サービスの利用等に関し、行政の相談窓口を積極的に活用します。
- 地域住民が必要とするサービスの把握に努め、行政等への情報の提供と共有を図ります。
- 民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の地域福祉活動について理解し、必要な協力を行います。

【行政の役割】

- 障がいのある人などに配慮し、誰にでもわかりやすい情報提供に努めます。
- 地域や関係機関と連携し、介護保険サービスや地域の支え合いを含めた包括的なサービスの情報提供に努めます。
- 認知症の症状に応じた適切な医療や介護サービスの提供の流れを示した認知症ケアパスを整備し、認知症についての正しい知識の普及・情報提供します。
- 適切で良質な介護サービスが提供されるよう介護サービス事業者に指導・監督を行いサービスの質の確保に努めます。
- 高齢者など介護サービスの利用にあたって、苦情相談窓口やその仕組みについて、広報により周知の徹底を図ります。
- 町広報紙やホームページなどを通して、子育て支援の活動などについて広く発信し情報提供の充実に努めます。
- 障がいのある人の多様なニーズに対応して町内外のサービス提供事業者などとの連携による良質なサービスと必要量の確保に努めます。
- 犯罪や非行をした人等の社会復帰を支え、自立を支援するため、就労や住居の確保、保健・医療・福祉サービスの提供等、適切な支援につなげるための情報の周知を行います。



第4節 重点目標と成果指標の設定

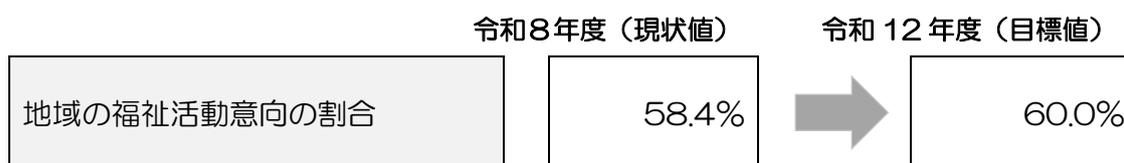
1 計画の重点目標

本計画では、第1期計画の取組を踏まえ、次の2つを重点目標として掲げ、町民意識調査結果をもとに次の目標値を設定します。具体的施策の展開を図ります。

(1) 地域福祉活動の活性化

地域福祉に関する活動への地域住民等のさらなる理解と参加の促進を図るとともに、地域コミュニティによる福祉活動の活性化を図り、地域の住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境づくりを進めます。

【成果目標の設定】



※調査結果（現状値）・・・『今後地域での福祉活動への参加意向』

⇒「ぜひ参加したい」「できれば参加したい」を合算数値

◆目標値 前計画目標基準値に合わせて5年間で約2.5%の向上

(2) 地域福祉ネットワークの強化

地域において住民、町内会やボランティア、民生委員・児童委員、NPO、PTA、学校、福祉事業者、さらには社会福祉協議会、地域包括支援センターや行政による地域福祉ネットワークの強化を図り、ともに協力し助け合う活動を促進します。

【成果目標の設定】



※調査結果（現状値）・・・『保健・福祉サービス、健康づくりに関して必要とする情報の入手状況』⇒「すぐに入手できた」の数値

◆目標値 前計画目標基準値に合わせて5年間で約2.5%の向上

【第3章 計画の推進】

第1節 地域福祉計画と分野別計画との関係

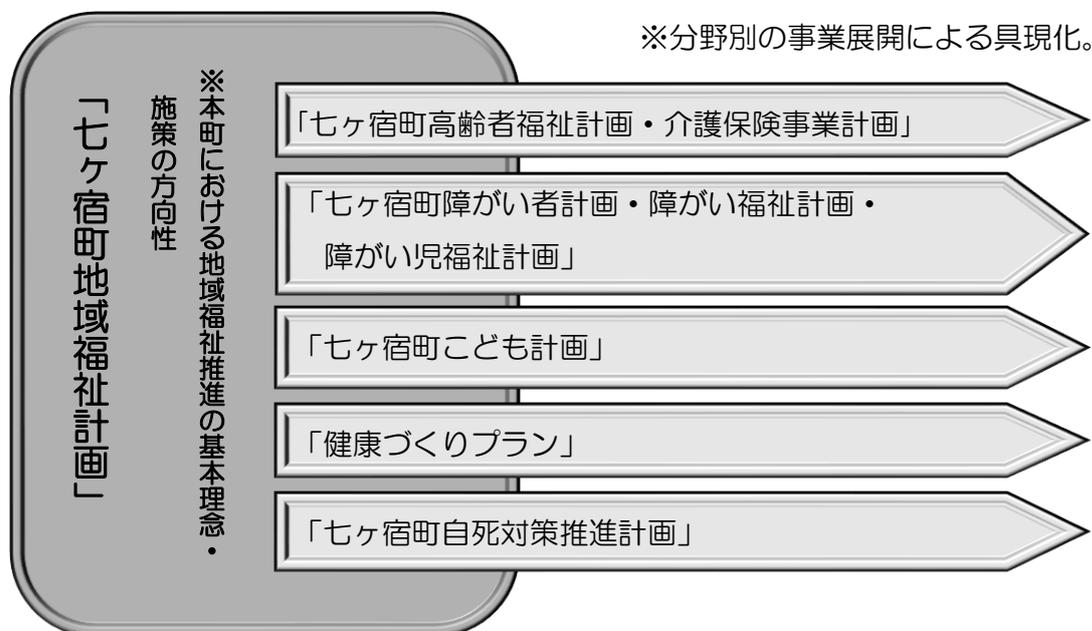
地域福祉計画は、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の保健福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられています。

町では、保健福祉関連分野の個別計画として、「七ヶ宿町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「七ヶ宿町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「七ヶ宿町こども計画（子ども・子育て支援事業計画含む）」「七ヶ宿町健康づくりプラン」「七ヶ宿町自死対策推進計画」を策定しており、これらの計画においては、福祉サービスの対象者の区分ごとに具体的な施策について網羅的に定めています。

本計画は、これらの上位計画として、本町における地域福祉の総合的な理念と施策の方向性及び地域福祉に関係する主要な施策について記載しています。

したがって、各分野別計画に記載、進行管理が示されている各種の具体的な取り組み内容及び目標等については、本計画と整合性を図りながら、それぞれの分野別計画で事業展開するものとします。

■七ヶ宿町地域福祉計画と各分野別計画の関係



第2節 分野別計画による目標と事業展開

「七ヶ宿町地域福祉計画」を上位計画とする町の分野別計画及び関連計画の目標及び事業展開は次のようになっています。

1 七ヶ宿町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

「七ヶ宿町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法第20条の8（「市町村老人福祉計画」）及び、介護保険法第117条（市町村介護保険事業計画）に基づき、両者を一体として策定したものです。なお、保健・医療に関する分野については健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて策定しています。

計画の対象者は、40歳以上の七ヶ宿町民で主に65歳以上の高齢者が対象となっています。また、この計画では、「高齢者が健やかに安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、地域包括ケアシステムの構築を継続しつつ保健・医療・介護・福祉のサービスを充実し、高齢者及びその家族を地域ぐるみで支える仕組みづくりを目指しています。

2 七ヶ宿町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画

「七ヶ宿町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づき、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定めた「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法（第33条の20第1項）に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

この計画は、障害者基本法に基づき、身体障がい、知的障がいまたは精神障がいがあるため、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人（児童）を対象とします。また、この計画では、障がいのある人が自らを最大限発揮し、自分らしく生き生きとした生活が送れる社会をめざして、「だれもが快適に、自分らしく生活できる、支え合いのまちづくり」を基本理念として、その実現を図っていくことを目指しています。

3 セケ宿町こども計画（子ども・子育て支援事業計画含む）

「セケ宿町こども計画」は、こども基本法（令和5年施行）第10条第2項に定める市町村こども計画及び子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条に基づく「子ども貧困対策に関する取組」を一体的に策定したものです。また、計画の対象は18歳未満の子どもと、計画内容に母子保健事業を包含していることから妊婦や乳幼児の母親も含まれています。

この計画では、「こどもや若者が自分らしく輝く、夢と希望をはぐくむセケ宿」を基本理念として、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、こどもや若者が夢と希望を持って、健やかに安心して暮らすことのできるまちづくりを目指すものです。

4 セケ宿町健康づくりプラン（健康日本21計画）

「健康日本21計画」は、健康増進法第8条第2項に基づく「健康増進計画」として、国の「健康日本21（第2次）」を踏まえて各自治体で策定されています。

国では、21世紀を全ての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上の実現を目的として、「健康日本21」を平成12年に策定し、平成25年度からは、いっそうの健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目標に掲げるとともに、社会環境整備の視点が重視された、「健康日本21（第2次）」が推進されています。

本町の「健康づくりプラン（健康日本21計画）」では、「町民一人ひとりが生きがいを持ち、充実した人生を健やかに安心して暮らせる健康セケ宿の実現」を基本理念として、健康増進法に基づく施策として含め事業展開を図っています。

5 セケ宿町自死対策推進計画

「セケ宿町自殺対策計画」は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として、国の自殺総合対策大綱の方針を踏まえて定めたものであり、本町における自死対策関連施策の具体的な展開を示すものです。

この計画は国の自殺総合対策大綱における「いのち支える自殺対策」という理念を基に、「誰も自死に追い込まれることのない社会の実現」を目指しています。

第3節 計画の推進体制

1 計画の推進に向けて

本計画を推進し、本町の地域福祉を推進していくために、地域住民、町内会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの関係団体、企業、行政、関係機関、事業者などの連携による、持続可能な取組を推進します。

地域福祉活動の中心的役割を担う社会福祉協議会においては、各種団体や地域を構成する多くの住民と連携し、福祉サービスの提供やボランティアの育成など地域福祉計画と一体となり推進する必要があります。

2 地域福祉を推進する体制の整備

(1) 地域福祉を支える連携体制

本計画の推進にあたっては、社会福祉協議会との連携体制が不可欠であり、地域住民、町内会、民生委員・児童委員、関係団体、関係機関、行政などと連携も深め、さらに、情報の共有を図りながら計画を推進します。

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会とするために、住民一人ひとりが責任と役割を自覚するとともに、町全体で地域福祉を支える体制づくりに努めます。

(2) 地域の人材の確保と連携

地域福祉に関するニーズは多様化しており、町内会、民生委員・児童委員、ボランティアなど地域福祉の役割の担い手に対し、情報共有と各地域での新たな人材発掘に努めながら幅広い人材の確保・育成ができるよう、交流機会の提供に努めます。

(3) 住民参加・参画の推進

地域福祉については、広報などによる情報の発信や事業の実施を通じて、住民、企業、関係団体などの理解を深めます。

住民による地域ぐるみの取組を支援し、ボランティア活動の活性化や住民参加型の事業・行事を推進し、住民一人ひとりが地域での福祉活動に参加・参画できる体制を推進します。

第4節 計画の進行管理

1 進行管理

本計画の進行管理として、計画期間の最終年度において本計画に定める施策についての評価・検証を行い、その結果を公表しパブリックコメントでの意見等を反映し、必要な調整を行います。

各関連計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画）に基づく事業の進行状況については、個々の計画において進行状況を把握し評価・検証を行い、その結果を公表し、必要な調整を行います。

2 PDCAサイクルによる評価・検証

地域福祉計画の計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、見直し（Action）というPDCAサイクルに基づき、計画の評価・検証を行い継続的に推進します。



【資料編】

1 用語解説

あ行

【空き家バンク】

空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家をこれから利用・活用したいとお考えの方に紹介する制度です。

【NPO】

NPOとは、Non-Profit Organization の略で、ボランティア団体や市民活動団体など民間非営利組織（営利を目的としない組織）のことをいいます。NPOは、医療、福祉、環境、文化芸術、人権問題、まちづくりなど、様々な分野で活動しています。

さ行

【自助・共助・公助】

自助とは、個人、自分自身の力でできる範囲のことを意味します。共助とは、自分だけでは行うことが困難なことについて、地域ぐるみで協力して行うことを意味します。公助とは、個人や地域では解決できないことについて、公的機関が行うこと、つまり公的支援を意味します。

【自立相談支援センター】

生活や就労で困っている方に対し、相談の受付、解決に向けた支援プランの作成、利用できる制度やサービスの活用・調整、継続的な支援を行っています。

【社会福祉協議会】

社会福祉協議会とは、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織のことをいいます。社会福祉協議会は、各都道府県や市区町村において、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、関係機関などの参加・協力のもと、地域住民が住み慣れた町で安心して生活することのできる福祉のまちづくりを目指して活動しています。

【社会を明るくする運動】

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、新たな被害者も加害者も生まない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

【生涯学習】

生涯学習とは、一人ひとりが自由にテーマを選び、自分に合った手段や方法を用いて、必要なことや興味関心のあることを、生涯を通じて学ぶことです。

【セーフティネット】

セーフティネット（Safety Net）とは、安全網を意味し、網の目のように救済策を張ることにより、地域に住むすべての人々の安全や健康で文化的な生活を守ろうという考え方です。地域福祉分野におけるセーフティネットの構築は、高齢者や障がい者の孤立を防ぎ、支援を必要とする住民を早期に発見して、関係機関との連携を図りながら問題解決に取り組む、公助の役割を果たします。

【生活困窮者】

収入がなく生活に困っている人を指します。多くの場合、生活保護法などにより扶助の対象となる人を指します。

【生活困窮者自立支援法】

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律のことです。就労など自立に関する相談や、住居の確保に必要な費用の給付などを行います。

た行

【地域コミュニティ】

地域コミュニティとは、町内会や学校区などを単位とした、地域性を持つ集まりのことをいいます。「コミュニティ」は一般に、共同体または地域社会と訳されます。地域コミュニティは、日常生活でのふれあいや共同の活動などを通して地域の連帯感を築き、住民が自主的に自分たちの地域を住み良くしていくための重要な基盤となります。

【地域包括ケアシステム】

介護等が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域内で支え合う体制のこと。その地域の実情に合わせて、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を目指すものです。

【地域包括支援センター】

地域包括支援センターとは、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して過ごせるように、介護・福祉・健康など様々な面から総合的に支えるための相談窓口のことです。2005年介護保険法改正により、地域包括支援センターが各市町村に設置されました。地域包括支援センターでは、①総合相談、②介護予防ケアマネジメント、③権利擁護、虐

待の早期発見・防止、④介護予防事業を行っています。

【DV（ドメスティックバイオレンス）】

直訳は「家庭内暴力」ですが、主に女性が夫や恋人など親しい関係にある男性から受ける暴力という意味で使われています。

ドメスティックバイオレンスには、いくつかの種類があります。突発的に起こる暴力や、反復的、継続的に起こる暴力などパターンは様々ですが、いずれにしても、女性の意に反して身体や心を傷つける行為は、すべて「暴力」の範疇に入ると考えるべきです。

な行

【ニート】

ニートは職に就いておらず、学校等の教育機関に所属せず、就労に向けた活動をしていない15～34歳の未婚の者をいいます。いわゆる「フリーター」や「失業者」と「ニート」の相違点として、フリーターはアルバイトやパートタイム労働者として不安定ながらも生計を立てています。また、失業者は失職をしているが、調査期間の間に求職活動をしています。これに対して、ニートは就労に向けた教育・雇用・職業訓練等のいずれにも参加せず、無職の状態を継続しています。

は行

【8050（ハチマルゴーマル）問題】

「80代」の親が「50代」の子どもと同居して経済的支援する状態をなぞらえた中高年ひきこもりを抱える世帯を象徴した言葉。

【避難行動要支援者】

災害が発生したときや、発生する恐れがあるときに、自分一人で安全に避難することが困難で、他の人の支援を必要とする人をいいます。

【避難行動要支援者名簿】

災害対策基本法の改正により、避難時に特に支援が必要な「避難行動要支援者」の名簿作成を市町村に義務づけられました。名簿は、災害時に生命・身体に危険が及ぶ恐れがある場合は、本人の同意なしに消防や警察などの関係機関に提供することができます。

【PDCAサイクル】

PDCAサイクルとは、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、対策(Action)を順に実施することにより、業務の維持・向上及び改善活動を推進するシステムのひとつです。

【放課後児童健全育成事業】

地域子ども・子育て支援事業の一つです。保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

【ボランティア】

ボランティアとは、自発的に社会事業活動に参加する人、またはそのような活動をいたします。ボランティアには、医療、福祉、環境、文化・芸術、人権など様々な分野で活動する団体があります。

ま行

【民生委員・児童委員】

民生委員・児童委員とは、社会奉仕の精神をもって、生活に困っている人、障がいのある人、母子世帯、児童など、援護を必要としている住民の相談指導や情報提供を行う地域の奉仕者のことをいいます。民生委員は、民生委員法に基づき、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱するもので、児童委員を兼ねています。

や行

【要配慮者】

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等で、平常時における防災活動や災害時における情報伝達、避難行動、避難生活等に支援を要する者です。

七ヶ宿町第2期地域福祉計画

令和8年3月発行

発行・制作：七ヶ宿町健康福祉課

〒989-0512 宮城県刈田郡七ヶ宿町字関94

TEL (0224) 37-2331 FAX (0224) 37-2340
